

広島市教育委員会事務 点検・評価報告書

令和 8 年 9 月
広島市教育委員会

目 次

I 教育委員会事務点検・評価制度の概要

1 趣旨	1
2 本市教育委員会における実施方法	1

II 点検・評価結果

1 一人一人を大切にする教育の実現に関する事務

(1) 個に応じたきめ細かな質の高い教育の推進に関すること

ア 幼児教育の推進	2
イ 学力向上の推進 [重点取組項目]	5
ウ 体力向上の推進 [重点取組項目]	10
エ 平和教育の推進 [重点取組項目]	14
オ キャリア教育の推進	19
カ 高等学校の特色化・魅力化の推進	22
キ 特別支援教育の充実	24
ク 中山間地・島しょ部の小・中学校における特色ある教育の推進	32
ケ 帰国・外国人児童生徒等に係る教育の支援	36
コ 学校施設の整備	39
サ ICTを活用した教育の推進	43
シ 学校給食の充実	46

(2) いじめ・不登校等対策と持続可能な学校教育体制の構築に向けた取組の推進に関すること

ア いじめ・不登校等対策の推進 [重点取組項目]	48
イ 地域とともにある学校づくりの推進 [重点取組項目]	55
ウ 休日の部活動の地域展開（中学校）	58
エ こどもの安全対策の推進	60
オ 学校における働き方改革の推進 [重点取組項目]	65

2 全てのこどもが健やかに育つための環境づくりに関する事務

(1) 社会的支援の必要性が高いこどもへの支援に関すること

ア 就学援助	69
--------	----

III 学識経験者の意見

1 概要	71
2 意見の内容	71

(参考)

1 教育委員会の活動状況

(1) 教育委員会議の開催状況	76
(2) その他の主な活動	79

2 教育委員会事務局・教育機関等組織図（令和8年4月1日現在）

3 広島市立学校の児童生徒数等

4 図表一覧

I 教育委員会事務点検・評価制度の概要

1 趣旨

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 26 条の規定により、教育委員会は、毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表することが義務付けられている。

2 本市教育委員会における実施方法

(1) 目的

本市の教育行政の充実に資するとともに、市民への説明責任を果たすことを目的とする。

(2) 対象期間

令和 7 年度とする。

(3) 点検・評価の構成等

ア 点検・評価の構成

(ア) 事務の目的・概要

(イ) 令和 7 年度における課題等への対応方針

(ウ) 令和 7 年度における管理・執行状況

(エ) 管理・執行状況に関する評価、課題及び令和 8 年度における対応方針

イ 重点取組項目

広島の子どもたちが「心身共にたくましく思いやりのある人」として成長していくことを目指す取組のうち、6 の重点取組項目を設定し、項目の先頭に「**重**」を表記している。

(ア) 教育の基本である「確かな学力」の定着につながる取組項目として「学力向上の推進」

(イ) 生涯にわたって運動に親しむ習慣や意欲を持ち健やかな体を育む取組項目として「体力向上の推進」

(ウ) 「平和を希求する心」につながる本市独自の特色ある取組項目として「平和教育の推進」

(エ) 学校における最重要課題の一つであり、こどもの命にも関わる取組項目として「いじめ・不登校等対策の推進」

(オ) 学校と地域住民等が連携・協働しながら将来のまちづくりの担い手となるこどもたちの育成を図る取組項目として「地域とともにある学校づくりの推進」

(カ) 「こどもたちにより良い教育を提供する」という教育の質の向上を目指すための取組項目として「学校における働き方改革の推進」

(4) 学識経験者の知見の活用

学識経験者から、点検・評価の方法や内容等について意見を聴取するとともに、当該意見に係る教育委員会の考え方及び対応状況を説明した。

(学識経験者)

- ・ 滝沢 潤 広島大学大学院 人間社会科学研究科 教授
- ・ 福田 敦志 広島大学大学院 人間社会科学研究科 准教授

Ⅱ 点検・評価結果

1 一人一人を大切にする教育の実現に関する事務

(1) 個に応じたきめ細かな質の高い教育の推進に関すること

ア 幼児教育の推進

第1 事務の目的・概要

乳幼児期は、生涯にわたる人格形成の基礎が培われる重要な時期であり、全てのこどもに対して質の高い幼児教育・保育を行うことができるよう、幼児教育・保育の一体的な質の向上を図ることが必要である。このため、令和2年3月に本市が策定した「広島市幼児教育・保育ビジョン」の考え方等を踏まえ、幼児教育に係る実践研究の推進や将来にわたって持続可能な提供体制の構築に取り組むことにより、本市全体の幼児教育・保育の充実を図る。

第2 令和7年度における課題等への対応方針

1 市立幼稚園における研究推進

市立幼稚園教育研究会と連携し、社会のニーズに対応した実践的な研究の充実を図るとともに、その成果を市内の幼稚園・保育園・認定こども園・小学校等に公開する。また、小学校教育との円滑な接続を図るため、幼保小連携推進園・校を指定し、市内の教育施設等とより一層連携しながら実践的な研究を行い、全校種の教職員等を対象とした公開研究会や実践発表、小学校の教務主任を対象とした研修会等を通してその成果を市内の教育施設等の教員等に普及する。

2 市立幼稚園のあり方の検討

「広島市幼児教育・保育ビジョン実施方針」において、現在市立幼稚園が所在していない区も含め、地域の幼児教育・保育の拠点として各区に設置することとしている公立の認定こども園（以下、この項目において「拠点園」という。）については、こども未来局と連携しながら、幼児教育・保育の内容等について、地域の実情等も踏まえつつ、令和8年度に開園予定の可部南認定こども園に係る教育課程や運営体制等も含めて、具体的な検討を進める。また、引き続き、公開保育の実施など拠点園が担う研修機能等の充実に努める。

市立幼稚園の統廃合については、検討対象とした4園について、引き続き、関係部局と連携を図りながら、協議で出された意見を踏まえ、まちづくりの観点から、地域との協議を進める。なお、地域の一定の理解が得られた場合には、閉園に向けた手続に着手するとともに、地域との協議を行いながら、跡施設の活用策等について、具体的な検討を進める。また、地域バランス等を考慮して、新たに検討対象とする園を選定し、地域との関わりの度合などを踏まえながら、まちづくりの観点から、地域との協議を行う。

第3 令和7年度における管理・執行状況

1 市立幼稚園における研究推進

研究のテーマや視点等について、より社会のニーズに対応したものとなるよう、市立幼稚園教育研究会と連携し、検討を行った。「幼保小連携推進」では、小学校教諭等との連携を通し

た幼児期の主体的な学びを小学校生活へつなげる保育の工夫、「地域連携」では、地域、家庭とともにこどもを育てる保育の工夫、「特別支援教育」では、人や専門機関とのつながりのもと、一人一人の育ちを支える取組、「3歳児教育」では、身近な人に親しみ、伸び伸びと思いをを出して遊ぶための環境の工夫に重点を置き、全市立幼稚園において、研究を行い、実践発表を行った。また、4園・4校を幼保小連携推進園・校に指定し、小学校教育との円滑な接続に係る実践的な研究を行い、その成果を市内の教育施設等に普及した。

2 市立幼稚園のあり方の検討

拠点園については、こども未来局と連携し、幼稚園教諭及び保育士から意見を聴取しながら、可部南認定こども園に係る教育課程や運営体制等も含め、具体的な幼児教育・保育の内容等についての検討を進めた。また、拠点園が担う機能の先導的な取組として、拠点園となる予定の市立幼稚園と公立保育園が連携して公開保育を実施し、幼稚園・保育園等の相互理解を深めるとともに、研修機能の充実に努めた。

市立幼稚園の統廃合については、令和6年度までに検討対象としていた4園について、関係部局と連携を図りながら協議で出された意見を踏まえ、まちづくりの観点から地域との協議を進めた。また、地域バランス等を考慮して新たに4園を検討対象とし、関係部局と連携を図りながら、まちづくりの観点から地域との協議を行った。

第4 管理・執行状況に関する評価、課題及び令和8年度における対応方針

1 市立幼稚園における研究推進

(1) 評価

市立幼稚園教育研究会と連携し、より社会のニーズに対応したものとなるよう、研究のテーマや視点等を見直した上で、全市立幼稚園による研究を行い、発達段階に応じた環境の工夫等、研究の成果を共有することができた。

また、幼保小連携推進園・校の指定校において実践・研究した内容を公開し、幼稚園・保育園・認定こども園・小学校の教員等と協議を行うことで研究の成果を普及することができた。

(2) 課題

市立幼稚園がこれまで培ってきた研究を継続し、少子化が進む中にあっても教育内容の質の向上に努めるとともに、公開研究会への参加者を増やし、小学校教育との円滑な接続に係る研究の更なる充実を図る必要がある。

(3) 対応方針

引き続き市立幼稚園教育研究会と連携し、社会のニーズに対応した実践的な研究の充実を図るとともに、その成果を市内の幼稚園・保育園・認定こども園・小学校等に公開する。また、小学校教育との円滑な接続を図るため、幼保小連携推進園・校を指定し、市内の教育・保育施設等とより一層連携しながら実践的な研究を行い、全校種の教職員等を対象とした公開研究会や実践発表、小学校の教務主任を対象とした研修会等を通してその成果を市内の教育施設等の教員等に普及する。

2 市立幼稚園のあり方の検討

(1) 評価

拠点園については、こども未来局と連携し、可部南認定こども園の令和8年4月開園に向

けて、教育課程や運営体制等も含めた幼児教育・保育内容等について必要な整理をすることができた。また、13 園で実施した公開保育には、各地域 266 の幼稚園・保育園・小学校等が参加し、意見交流等を通して、資質・能力の向上を図ることができた。

市立幼稚園の統廃合については、検討対象とした 8 園について、関係部局と連携を図りながら、地域における幼児教育・保育の需給状況や他都市の公立幼稚園数の推移などの客観的なデータを示した上で、まちづくりの観点から地域との協議を進めることができた。協議では、園の存続やサービスの拡充を求める意見や園児確保につながる取組等の情報提供を求める意見が出される一方で、教育面の課題や市立幼稚園のあり方を検討する必要性に理解を示す意見や閉園後の跡施設の活用策についての意見も出ている。

(2) 課題

拠点園については、引き続き、こども未来局と連携しながら、更なる設置に向けて、幼児教育・保育の内容等について、検討を着実に進める必要がある。また、施設の整備前においても、拠点園となる予定の市立幼稚園と公立保育園が連携して、拠点園が担う研修機能等の充実に努める必要がある。

市立幼稚園の統廃合については、一定規模の集団による教育環境の確保が困難となっており、地域バランス等も考慮して検討対象としている園について、地域の一定の理解が得られるよう、まちづくりの観点から地域との協議を着実に進める必要がある。また、その他の園についても、入園児数等の状況を見ながら、引き続きあり方の検討を進める必要がある。

(3) 対応方針

拠点園については、こども未来局と連携しながら、幼児教育・保育の内容等について、地域の実情等も踏まえながら、令和 9 年度に開園予定の鈴峰園認定こども園（仮称）に係る教育課程や運営体制等も含めて具体的な検討を進める。また、引き続き、公開保育の実施など拠点園が担う研修機能等の充実に努める。

市立幼稚園の統廃合については、検討対象としている園について、引き続き、関係部局と連携を図りながら、まちづくりの観点から地域との協議を進め、地域の一定の理解が得られた場合には、閉園に向けた手続に着手するとともに、閉園後の跡施設の活用については、地域の意向を踏まえて決定すべく、関係部局と連携しながら検討を進める。なお、令和 8 年度の新入園児数がゼロとなる園が発生した場合には、地域への説明を行った上で翌年度の園児募集を停止し、在園児の卒園をもって閉園することとする。

また、地域バランス等を考慮して、新たに検討対象とする園を選定し、地域との関わりの度合などを踏まえながら、まちづくりの観点から地域との協議を行う。

第1 事務の目的・概要

児童生徒が確かな学力を身に付けることができるよう、小学校1年生から小学校4年生までの前期4年間を「学びの基礎づくりと基礎の徹底」の時期と位置付け、基礎的な知識・技能の定着を図るとともに、小学校5年生から中学校3年生までの後期5年間を「思考力・判断力・表現力の向上と発展」の時期と位置付け、小・中学校の連携・接続の充実、「ひろしま学びの時間」※の内容や学び方（情報を取り出す、思考・判断する、表現する）を生かした授業等の実施、小学校の英語専科指導教員の指導力の向上及び中学校の英語指導助手（ALT）の効果的な活用による英語教育の充実に取り組む。

※ 言語・数理運用科の教材や学び方を生かす時間

第2 令和7年度における課題等への対応方針

1 基礎的な知識・技能の定着（小・中学校の連携・接続の充実）

各中学校区で児童生徒の学力に係る課題を共有し、各学校において課題解決に向けた取組を推進するとともに、基礎学力に課題のある学校を研究指定校として指定し、より実効性のある指導方法等について研究を行う。

2 「ひろしま学びの時間」を生かした探究的な学びの充実を図る授業等の実施

各学校の探究的な学びが充実するよう、引き続き、総合的な学習の時間等の推進に係る研究校を指定するとともに、小学校5年・6年の資料について、タブレット端末で活用することができるよう、使用をするための手続きを行う。

3 英語教育の充実

(1) 英語教育研究指定校の取組

児童生徒の言語や文化に対する理解を深め、聞くことや話すことを中心としたコミュニケーション能力を育成するため、英語教育研究指定校において、ALTとのチームティーチング授業モデルの作成、E-Campの実施、学習者用デジタル教科書等タブレット端末の活用等、先進的な取組を行い、その成果を全学校へ普及する。

(2) 小学校英語専科指導教員の指導力向上

英語専科指導教員全員を対象とした研修会を年間6時間程度実施し、授業づくりに関する指導力の向上を図る。

(3) 中学校英語指導助手（ALT）の効果的な活用

ALTを活用した言語活動のより一層の充実を図るため、英語担当教員を対象に研修会を開催するとともに、ALTの更なる配置の拡充に向けて、ALTを増員して各学校における配置日数を増やしたことによる効果の検証を行う。また、引き続き小学校において、授業以外で児童がALTと話す機会を設ける等、ALTの積極的な活用を行う。

第3 令和7年度における管理・執行状況

1 基礎的な知識・技能の定着（小・中学校の連携・接続の充実）

基礎的な知識・技能の定着を図るため、全ての中学校区に設置している小・中連携教育研究会において、各小・中学校が分析した結果を持ち寄り、成果と課題を共有した上で研究テーマ

を決定し、それに基づいた授業研究を実施した。

令和6年度に実施した全国学力・学習状況調査の算数科・数学科または外国語科における正答率 30%未満の児童生徒の割合が高い小学校 5 校、中学校 5 校を学力向上重点指定校に指定し、算数科・数学科または外国語科を中心に、一人一人の特性や学習進度、学習到達度に応じたきめ細かな指導等を行うとともに、各指定校で効果があった授業の進め方などの取組を全市に普及した。

なお、令和7年度実施の全国学力・学習状況調査の結果（図表1、2）をみると、小学校における平均正答率は調査のあった全ての教科で全国平均を上回っており、中学校における平均正答率・平均 IRT スコアは、国語はほぼ全国平均並みとなっているものの、数学及び理科は全国平均を下回っている。また、正答率が 30%未満の小学校児童の割合は全ての教科で全国平均を下回っており、中学校生徒の割合は国語は全国平均をやや下回っているものの、数学はほぼ全国平均並みとなっている。このうち、中学校数学における関数など、それぞれの教科の課題については指導方法改善のポイントを校長会等で周知するとともに、調査結果や指導方法改善のポイント、授業モデルなどを掲載した報告書を作成し、全校に配付した。

【図表1】令和7年度全国学力・学習状況調査における各教科の平均正答率・平均 IRT スコア

区分	国語	算数・数学	理科
小学校	69.0% (66.8%)	59.0% (58.0%)	59.0% (57.1%)
中学校	54.0% (54.3%)	47.0% (48.3%)	492 (503)

※ （ ）内は全国

※ 平成29年度以降の市、県の平均正答率は整数で公表されている。

※ 中学校理科は CBT 方式で実施し、IRT（異なる問題から構成される試験・調査であり、児童生徒の学力スコアを推測する統計理論）スコアで表示され、各設問の正誤パターンの状況から学力を推定し、500 を基準にした得点で表されている。

【図表2】全国学力・学習状況調査における正答率 30%未満の児童生徒の割合

区分	国語	算数・数学	理科
小学校	6.9% (7.7%)	13.2% (14.7%)	14.0% (16.4%)
中学校	13.5% (14.0%)	31.9% (31.8%)	

※ （ ）内は全国

※ 中学校理科は結果が IRT スコアで算出されているため、正答率 30%未満の割合が把握できない。

2 「ひろしま学びの時間」を生かした探究的な学びの充実を図る授業等の実施

総合的な学習の時間等の推進に係る研究指定校等において、公開研究会を実施し、探究的な学びが充実するよう取組等を全学校に周知した。また、「ひろしま学びの時間」の教材をタブレット端末で活用することができるよう、小学校5年・6年の資料について、デジタル使用するための手続きを行った。

3 英語教育の充実

(1) 英語教育研究指定校の取組

英語教育研究指定校において、英語授業の改善や英語を使う場の多様化、学習支援の充実を図るため、ALT とのティームティーチング授業モデルの作成、E-Camp への参加、学習者用デジタル教科書等タブレット端末の活用等の取組を実施した。また、その取組を普及するため公開研究会を実施した。

(2) 小学校英語専科指導教員の指導力向上

英語専科指導教員を対象に、指導力向上に向けた研修会を開催した。

(3) 中学校英語指導助手（ALT）の効果的な活用

英語担当教員を対象に、ALT の効果的な活用方法について研修会を開催するとともに、ALT の配置日数が多い学校とそうでない学校の英語力の比較などを行った。また、中学校に配置されている ALT を小学校に派遣した。

第4 管理・執行状況に関する評価、課題及び令和8年度における対応方針

1 基礎的な知識・技能の定着（小・中学校の連携・接続の充実）

(1) 評価

小・中合同研究会においては、授業観察・協議会を行い、授業におけるタブレット端末の効果的な活用等について、各学校の取組を共有することができた。

学力向上重点指定校において、標準学力調査を活用し、取組の成果を検証した結果、全国の平均正答率を上回ったり、正答率 30%未満の児童生徒の割合が減少したりする等、学力の定着状況に改善が見られた学校（小学校 5 校中 4 校、中学校 5 校中 5 校）があった。改善の見られた学校において効果のあった取組として、基礎的な知識・技能の確実な定着を図るための評価問題のきめ細かな実施、学習進度や学習到達度に応じた自己選択による練習問題の実施、教員による児童生徒に寄り添った見取り、こどもたちが考えを共有・交流する場の設定等が挙げられる。これらの取組を小学校と中学校で共有するとともに、各学校の授業改善に生かせるように、公開研究会や実践発表会等において紹介したり、成果をまとめた資料を提供したりすることにより、年間を通して複数回周知・普及することができた。

(2) 課題

全国学力・学習状況調査の結果から、本市では、正答率 30%未満の児童生徒の割合は全国と比較して低いことから学力の低位層の児童生徒に焦点をあてた取組については一定の成果が見られているが、全国と比較して上位層の割合が低いことから、中間層や上位層の学力の向上につながる取組を進めていく必要がある。

(3) 対応方針

引き続き、各中学校区で全国学力・学習状況調査の結果を活用するなど児童生徒の学力に係る課題を共有し、各学校において課題解決に向けた取組を推進するとともに、基礎学力に課題のある学校を研究指定校として指定し、より実効性のある指導方法等について研究を行うとともに、中間層や上位層の学力向上につながる実践研究を行う。

2 「ひろしま学びの時間」を生かした探究的な学びの充実を図る授業等の実施

(1) 評価

総合的な学習の時間等の推進に係る研究指定校等において、探究的な学びが充実すると

ともに、各教科等の学習においても、教科横断的な学習が展開されるようになってきている。

(2) 課題

総合的な学習の時間を含む各教科等において、タブレット端末等を使用し、「ひろしま学びの時間」の教材をより効果的に活用できるよう、各学校に対し、デジタル化した教材の活用を促す必要がある。

(3) 対応方針

各学校の探究的な学びが充実するようデジタル化した「ひろしま学びの時間」の教材を各学校に周知する必要がある。

3 英語教育の充実

(1) 評価

ア 英語教育研究指定校の取組

英語教育研究指定校において、英語授業の改善や英語を使う場の多様化、学習支援の充実を図るための取組を実施した効果を、英語スピーチ調査等により検証した結果、「与えられたテーマについて考え、英語で応じる問題」の平均正答率が指定校全学校（中学校4校）で上昇した。こうした取組の成果を、公開研究会で発表することができた。

イ 小学校英語専科指導教員の指導力向上

英語専科指導教員の指導力向上を図るため、授業改善に向けた研修会を年間6時間開催し、研修に参加した英語専科教員に研修で学んだことについて意識調査を行ったところ、「授業づくりに活用できそうだと回答した割合は97%であった。

ウ 中学校英語指導助手（ALT）の効果的な活用

英語担当教員を対象にした研修会を開催した結果、研修会に参加した教員にALTの効果的な活用方法について意識調査を行ったところ、「研修で学んだことを理解できた」と回答した割合は100%、「研修で学んだことを活用した」と回答した割合は84.8%であった。また、ALTの配置日数が多い学校の方が、おおむね英語力が高い傾向は確認できたが、ALTの配置による効果を明示的に検証することはできなかった。さらに、中学校に配置されているALTを小学校にも派遣し、ALTと英語でコミュニケーションを図る機会を設定することができた。

(2) 課題

ア 英語教育研究指定校の取組

英語教育研究指定校において、成果のあった取組を広く全学校に普及する必要がある。

イ 小学校英語専科指導教員の指導力向上

英語専科指導教員の授業づくりに関する指導力の更なる向上を図る必要がある。

ウ 中学校英語指導助手（ALT）の効果的な活用

ALTを活用した言語活動のより一層の充実を図っていく必要があるとともに、各学校のALTの配置日数を更に増やしていく必要がある。また、小学校段階から、生きた英語に触れる機会を通して、英語によるコミュニケーション能力を育成することができるよう、ALTを小学校においても積極的に活用していく必要がある。

(3) 対応方針

ア 英語教育研究指定校の取組

児童生徒の言語や文化に対する理解を深め、聞くことや話すことを中心としたコミュ

コミュニケーション能力を育成するため、英語教育研究指定校において、ALT とのティームティーチング授業モデルの作成、E-Camp の実施、学習者用デジタル教科書等タブレット端末の活用等、先進的な取組を行い、その成果を全学校へ普及する。

イ 小学校英語専科指導教員の指導力向上

英語専科指導教員全員を対象とした研修会を 2 回実施し、授業づくりに関する指導力の向上を図る。

ウ 中学校英語指導助手（ALT）の効果的な活用

ALT を活用した言語活動のより一層の充実を図るため、英語担当教員を対象に研修会を開催するとともに、ALT の更なる配置の拡充に向けて、ALT を配置したことによる効果の検証を行う。また、引き続き小学校において、授業以外で児童が ALT と話す機会を設ける等、ALT の積極的な活用を行う。

なお、教育の基本である「確かな学力」の定着につながる取組である「学力向上の推進」を、引き続き令和 8 年度の重点取組項目とする。

第1 事務の目的・概要

体育科・保健体育科の授業等における体力向上に資する取組の効果を検証し、その成果を普及することで、児童生徒の基礎的・基本的な体力、運動能力を向上させ、生涯にわたって運動に親しむ習慣や意欲を育む。

第2 令和7年度における課題等への対応方針

授業の取組として、各校が作成する「体力向上推進計画書」について、取組の進捗状況を教育委員会が把握し、指導・助言を行う。また、小学校では「運動領域と保健領域」、中学校では「体育分野と保健分野」を一層関連させた授業改善が推進されるよう、研修会等で指導・助言を行う。さらに、効果的な準備運動の在り方について検討するため、実技研修会を実施する。加えて、引き続きオンライン学習支援システムの内容を充実させ、各校の積極的な活用を促す。

授業以外の取組として、児童生徒の運動習慣の定着や生活習慣の改善を目指した取組が推進されるよう、指定校で成果のあった取組や各校の好事例を4月初めの研修会やオンライン学習支援システムを活用して全校に普及し、各校の積極的な取組を促す。また、PTA協議会等の団体と連携し、生活習慣の改善に係る家庭への啓発を行う。

令和7年度は新たに体力向上重点指定校を小中学校で1校ずつ増やし各2校を指定し、研究推進リーダーを中心とした効果的な取組を公開研究会等で全校に普及することにより、継続的に児童生徒の体力向上に向けた取組を推進する。

第3 令和7年度における管理・執行状況

授業の取組として、年度当初に各校が作成する「体力向上推進計画書」について、教育委員会が各校における取組の進捗状況を把握し、取組が進んでいない学校に対して指導・助言を行った。その際、特に、例年国が実施する全国体力調査（実技調査）において、本市の課題となっている「全身持久力」については、各校で重点的に取り組むよう促した。

年度当初の研修会等で、小学校における「運動領域と保健領域」、中学校における「体育分野と保健分野」を一層関連させた授業改善が推進されるよう指導・助言を行った。中学校については、7月の広島市中学校教育研究会で講師を招き、教員を対象とした効果的な準備運動の在り方について実技研修会を行った。

授業以外の取組として、指定校で成果のあった取組や各校の好事例について、資料や動画をオンライン学習支援システムに掲載し、全ての学校が常時閲覧できるようにした。教育委員会が生活習慣の改善に係るリーフレットを作成し、PTA協議会等の団体と連携し、家庭への啓発を促した。

指定校においては、体力向上に向けた具体的な取組や児童生徒の運動習慣の定着や生活習慣の改善を目指した取組を行い、公開研究会を通じて取組の成果を周知した。

【図表 3】本市と全国の体力合計点の比較

	小学校 第 5 学年		中学校 第 2 学年	
	男子	女子	男子	女子
広島市	52.4 点(51.8 点)	53.0 点(52.8 点)	41.0 点(41.4 点)	46.5 点(46.3 点)
全国	53.0 点(52.5 点)	54.0 点(53.9 点)	42.1 点(41.7 点)	47.5 点(47.2 点)

※（ ）内は令和 6 年度の値

体力合計点は、令和 6 年度と令和 7 年度を比較すると、小学校では男女ともに上回っており、中学校では男子が下回り女子は上回っている。また、令和 7 年度の数値を全国と比較すると、小・中学校男女ともに下回っている。

【図表 4】体育・保健体育授業及び 1 週間の総運動時間について（本市と全国の児童生徒質問紙調査の比較）

	体育・保健体育の授業が楽しい(肯定的回答)			
	小学校 第 5 学年		中学校 第 2 学年	
	男子	女子	男子	女子
広島市	95.2%(94.9%)	87.6%(90.7%)	94.4%(94.6%)	83.7%(84.7%)
全国	94.6%(94.6%)	88.1%(90.0%)	93.0%(91.4%)	84.3%(83.7%)

	1 週間の総運動時間 420 分以上（体育・保健体育授業以外）			
	小学校 第 5 学年		中学校 第 2 学年	
	男子	女子	男子	女子
広島市	50.5%(53.1%)	28.3%(31.7%)	70.1%(73.4%)	47.5%(49.4%)
全国	48.1%(50.5%)	26.5%(28.5%)	76.6%(77.6%)	55.7%(56.3%)

	1 週間の総運動時間 0 分（体育・保健体育授業以外）			
	小学校 第 5 学年		中学校 第 2 学年	
	男子	女子	男子	女子
広島市	5.3%(4.4%)	8.8%(6.3%)	9.6%(8.8%)	18.1%(18.5%)
全国	5.3%(4.8%)	8.7%(7.0%)	7.7%(7.5%)	17.1%(16.6%)

※（ ）内は令和 6 年度の値

- (1) 「体育・保健体育の授業が楽しい」と回答する児童生徒の割合は、小・中学校ともに男子は全国を上回っており、女子は全国を下回っている。
- (2) 「1 週間の総運動時間 420 分以上」の児童生徒の割合は、小学校では全国を上回っており、中学校では全国を下回っている。
- (3) 「1 週間の総運動時間 0 分」の児童生徒は、小学校男子は全国と同じであり、小学校女子と中学校では全国より多くなっている。小学校女子と中学校は全く運動しない児童生徒が多い傾向にある。

【図表 5】生活習慣について（本市と全国の児童生徒質問紙調査の比較）

	朝食を毎日食べる			
	小学校 第 5 学年		中学校 第 2 学年	
	男子	女子	男子	女子
広島市	82.2%(81.4%)	79.3%(78.5%)	82.6%(83.1%)	73.4%(74.9%)
全国	82.5%(81.3%)	80.4%(79.5%)	82.0%(81.7%)	74.6%(74.5%)

	スクリーンタイム 2 時間未満			
	小学校 第 5 学年		中学校 第 2 学年	
	男子	女子	男子	女子
広島市	39.9%(36.6%)	43.0%(42.8%)	22.5%(23.3%)	21.7%(21.9%)
全国	36.9%(35.5%)	43.0%(41.9%)	23.5%(24.1%)	24.3%(25.5%)

	1 日の睡眠 6 時間未満			
	小学校 第 5 学年		中学校 第 2 学年	
	男子	女子	男子	女子
広島市	4.1%(3.6%)	2.7%(2.8%)	5.7%(6.4%)	8.5%(9.9%)
全国	3.5%(3.3%)	2.4%(2.4%)	6.1%(6.7%)	8.6%(9.5%)

※（ ）内は令和 6 年度の値

- (1) 「朝食を毎日食べる」と回答した児童生徒の割合は、小学校と中学校女子は全国を下回っており、中学校男子は全国を上回っている。
- (2) 「スクリーンタイム 2 時間未満」の児童生徒の割合は、小学校では全国と同じか上回っており、中学校では全国を下回っている。中学校はスクリーンタイムが多い傾向にある。
- (3) 「1 日の睡眠 6 時間未満」の児童生徒は、小学校では全国より多く、中学校では全国より少なくなっている。小学校は睡眠時間が少ない傾向にある。

第 4 管理・執行状況に関する評価、課題及び令和 8 年度における対応方針

1 評価

令和 7 年度全国体力調査（実技調査）の体力合計点は、全国平均値と比較すると小・中学校ともに下回っているが、小学校では男女ともに、中学校では女子は令和 6 年度より数値が高くなった。本市の課題である「全身持久力」については、中学校「持久走」において、令和 7 年度は令和 6 年度に比べて男子は 9.7 秒、女子は 8.0 秒速くなり、男子は全国平均値を上回った。また、小・中学校の研究校による公開研究会を実施するとともに、研究校で成果のあった具体的な取組事例について、動画等をオンライン学習支援システムに掲載することにより、各校が活用して実践的な取組を行うことができた。

2 課題

令和 7 年度全国体力調査（実技調査）において、本市の体力合計点が小・中学校ともに全国平均値を下回っていることから、引き続き自校の調査結果をもとに、児童生徒の体力の状況を把握分析し、その課題に応じた授業改善等の取組を計画的に行う必要がある。また、研究校を

増やし、児童生徒の体力向上に向けた先進的な取組を行うとともに、好事例を公開研究会やオンライン学習支援システムを活用して全校に普及していく必要がある。

さらに、令和7年度全国体力調査（児童生徒質問紙調査）において、児童生徒の運動習慣及び生活習慣に課題が見られることから、児童生徒の運動習慣の定着及び生活習慣の改善が図られるよう、研究校の取組の進め方などを紹介し、各校の積極的な取組を促す必要がある。

3 対応方針

授業の取組として、各校が作成する「体力向上推進計画書」について、取組の進捗状況をアンケート等により把握し、必要に応じて指導・助言を行う。小学校の体力づくり推進リーダーや中学校の保健体育科教員を対象に実技研修会を行う。「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」の対象となる小5・中2以外の学年においても、学校が必要に応じて任意で体力や運動能力を測定する「新体力テスト」を実施する場合には、教育委員会が作成する児童生徒が自己の成長を視覚的に確認できる記録シートを紹介し、学校の実態に応じて活用を促す。

授業以外の取組として、児童生徒の運動習慣の定着や生活習慣の改善を目指した取組が推進されるよう、指定校で成果のあった取組や各校の好事例を4月初めの研修会やオンライン学習支援システムを活用して全校に普及し、各校の積極的な取組を促す。また、PTA協議会等の団体と連携し、生活習慣の改善に係る家庭への啓発を行う。

指定校の取組として、体力向上重点指定校（小学校2校、中学校2校）において、研究推進リーダーを中心とした効果的な取組を公開研究会等で全校に普及することにより、児童生徒の体力向上に向けた継続的な取組を推進する。また、中学校では、指定校以外で体力に課題のある学校を6校抽出して同様の取組を行い、生徒の意欲向上を図る。小学校では、指定校2校を含む5校に体育の学習支援アプリを導入し、授業改善に取り組むとともに、取組の効果検証を行う。

なお、生涯にわたって運動に親しむ習慣や意欲を持ち健やかな体を育む取組である「体力向上の推進」を、引き続き令和8年度の重点取組項目とする。

第1 事務の目的・概要

児童生徒の発達段階に即した平和教育プログラムによる学習を推進するとともに、被爆体験者から直接話を聴く会や、平和を考える集い等の開催などのヒロシマの被爆体験を原点とする学習を進め、平和教育の充実を図る。

第2 令和7年度における課題等への対応方針

1 平和教育プログラムの推進

更なる発信力の強化に向けて平和教育推進研究校を増やし、「ひろしま平和ノート」と教科等を関連付けた学校の特色を生かした平和教育の取組について、授業公開及び実践発表を通して各学校に周知する。また、令和7年度は被爆80周年に当たることから、本市における児童生徒の平和に関する意識の実態及び各学校における取組について調査するとともに、発信力の強化に向けて、広島平和文化センターが実施する事業と連携した取組を実施する。

2 被爆体験を聴く会等の開催

被爆体験の確かな継承のため、被爆体験者の証言を映像記録として保存する取組や市内各幼稚園・学校における被爆体験を聴く会等の講話実績がある講師の紹介を計画的に進める。また、引き続き、市内外の学校等へ映像記録の活用について周知するとともに、データ化した映像記録の更なる活用について検討する。

3 平和を考える集い等の開催

各学校における平和を考える集い等について、年度当初に、教育委員会 LAN システムの書庫に好事例を掲載し学校に周知するとともに、校長会等において児童生徒が主体となった特色ある取組とするよう促す。

4 こどもピースサミットの実施

発信力の向上を図るため、平和担当部局等と連携し、広島を訪れた観光客や修学旅行生に対し、被爆の実相や平和への思いを伝える取組を新たに実施する。

5 中学生による「伝える HIROSHIMA プロジェクト」の実施

発信力の向上を図るため、メッセンジャーの中から代表者を選出して他都市へ派遣し、現地や全国の中学生等と交流する取組を新たに実施する。

6 全国こども平和サミット・広島こども平和サミット

平和のメッセージを発信する取組の更なる充実を図るため、広島平和文化センターと連携して「全国こども平和サミット・広島こども平和サミット」の取組内容等について検討し、平和のメッセージを発信する機会を拡充する。

第3 令和7年度における管理・執行状況

1 平和教育プログラムの推進

平和教育の推進に係る研究校を増やし、「ひろしま平和ノート」と教科等を関連付けた学校の特色を生かした平和教育の取組について授業公開及び実践発表を行うとともに、指導内容や参考資料等について各学校に周知した。また、本市における児童生徒の平和に関する意識の実態及び各学校における取組について調査するとともに、発信する場を広く創出するため、広

島平和文化センターが実施する事業と連携した取組を実施した。

2 被爆体験を聴く会等の開催

市内各幼稚園・学校における被爆体験を聴く会等の講話実績がある講師を掲載したリーフレットを各学校等に配付し、168 園・学校において、被爆体験者等の話を聴く機会をつくった（図表 6）。また、被爆体験者 2 人の映像記録を DVD 化し、合計 36 人分となった。さらに、平和を考える集い等での映像記録の活用について校長会及びホームページで周知するとともに、関係部局と連携して行う修学旅行誘致事業において活用事例を含め紹介した。

【図表 6】被爆体験を聴く会等の実施状況

区分	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
学校数	133 園・校	138 園・校	170 園・校	171 園・校	168 園・校

3 平和を考える集い等の開催

平和記念日の意義について指導する平和を考える集い等を全市立小・中学校で開催した。なお、8 月 6 日に平和を考える集い等を開催した学校は、小学校 133 校、中学校 53 校、8 月 6 日以外で平和を考える集い等を開催した学校は、小学校 7 校、中学校 11 校（広島中等教育学校を含む。）であった。

4 こどもピースサミットの実施

平和についての意見文は、市立小学校 140 校、私立・国立小学校 4 校から合計 10,465 人の応募があった（図表 7）。応募者から意見発表会に出場する 20 人を選考し、こども代表 2 人を選出した。また、選考された 20 人の児童が参加する「平和への誓い検討会議」を実施し、平和に対する考えや思いを出し合い「平和への誓い」の原案を作成した。さらに、発信力の向上を図るため、平和担当部局等と連携し、広島を訪れた観光客や修学旅行生に対し、被爆の実相や平和への思いを伝える取組を実施した。

【図表 7】こどもピースサミット「意見発表会」作文応募者数及び参加校数

区 分	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
作文応募者数 (学校数)	10,974 人 (142 校)	11,012 人 (142 校)	10,737 人 (144 校)	10,424 人 (142 校)	10,465 人 (144 校)

5 中学生による「伝える HIROSHIMA プロジェクト」の実施

令和 6 年度から本事業と各校における平和学習の取組とを関連付け、本事業の更なる充実を図るため、各学校から代表生徒 1 人を選出する形での実施とし、令和 7 年度は 68 校、3,131 点の平和メッセージの応募の中から 68 人をメッセンジャーとして選出した（図表 8）。また、活動についてプレスリリースを行うとともに、事前研修及びメッセージ発信の活動の様子を本市ホームページに掲載した。

【図表 8】平和メッセージ応募校数及び応募点数（中学校及び広島中等教育学校）

区 分	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
応募校数	30 校	31 校	32 校	69 校	68 校
応募点数	1,762 点	1,153 点	1,408 点	2,544 点	3,131 点

さらに、メッセンジャーの中から代表者を選出して長崎市へ派遣し、現地や全国の中学生等と交流する取組を新たに実施した。

6 全国こども平和サミット・広島こども平和サミット

全国こども平和サミットに、中学校 1 校、高等学校 1 校、特別支援学校 1 校、1 団体（中学生による「伝える HIROSHIMA プロジェクト」）、広島こども平和サミットに、小学校 1 校、中学校 1 校が参加し、平和記念式典に参加する他都市からの参加団体とともに平和へのメッセージを発信したり、学校における平和に関する活動の報告をしたりした。

第 4 管理・執行状況に関する評価、課題及び令和 8 年度における対応方針

1 平和教育プログラムの推進

(1) 評価

平和教育の推進に係る研究校 7 校において、「ひろしま平和ノート」と教科等を関連付けた学校の特色を生かした平和教育の取組について、授業公開及び実践発表を行い、継承と発信を主軸とした取組について、各学校に周知することができた。また、児童生徒の平和に関する意識や各校の取組等について調査を実施し、平和教育プログラムに基づいた平和教育の成果を確認することができた。さらに、広島平和文化センターと連携し、他都市のこどもたちと交流する取組等を実施したことで、発信の機会を広げることができた。

(2) 課題

本市における児童生徒の平和に関する意識の実態及び各学校における取組について調査した結果を分析し、今後の参考にするとともに、結果について各学校に周知していく必要がある。また、「ひろしま平和ノート」と教科等を関連付けた学校の特色を生かした平和教育の取組をより一層進め、被爆の実相の確かな継承を図るとともに、更なる発信力の強化に向けた取組を検討する必要がある。

(3) 対応方針

更なる発信力の強化に向け、平和教育推進研究校における「ひろしま平和ノート」と教科等を関連付けた学校の特色を生かした平和教育の取組等について、授業公開及び実践発表を通して各学校に周知する。また、令和 7 年度に実施した平和に関する意識実態調査の結果と平和教育推進研究校の取組等をまとめた報告書を各学校等に配付するとともに、広島平和文化センターや大学等が実施する事業と連携した取組を実施する。

2 被爆体験を聴く会等の開催

(1) 評価

被爆体験を聴く会については、被爆体験の確かな継承のため、幼児児童生徒が直接、被爆体験者の話を聴くことができるよう日程や方法を工夫することにより 168 園・学校で開催することができた。

また、被爆体験者の証言記録（平和教育アーカイブス）については、計画どおり、学校や広島平和文化センターから情報提供された中から 2 人を選定し、映像記録としてデータ化することができた。さらに、映像記録の活用について、校長会及びホームページで周知するとともに、修学旅行誘致事業において活用事例を含め紹介することができた。

(2) 課題

被爆者の高齢化等により、被爆体験を聴く会の講師の確保が次第に難しくなっていることを踏まえ、被爆体験者の証言を映像として保存する取組や新たな講師の紹介を進めるとともに、これまでの映像記録の活用について検討する必要がある。

(3) 対応方針

被爆体験の確かな継承のため、被爆体験者の証言を映像記録として保存する取組や市内各幼稚園・学校における被爆体験を聴く会等の講話実績がある講師の紹介を計画的に進める。また、市内外の学校等へ映像記録の活用について周知するとともに、データ化した映像記録の更なる活用方法を整理する必要がある。

3 平和を考える集い等の開催

(1) 評価

8月6日又は学校等が設定した日に開催した平和について考える集い等において、異学年で一緒に折り鶴を折ったり、地域や保護者と連携したりするなど特色ある取組を好事例として教育委員会 LAN システムを活用して学校が閲覧できるようにして、全学校に周知した。

(2) 課題

引き続き、各学校等の実態に応じて、児童生徒が主体となった特色ある取組を増やしていく必要がある。

(3) 対応方針

各学校における平和を考える集い等について、年度当初に、教育委員会 LAN システムの書庫に好事例を掲載し学校に周知するとともに、校長会等において児童生徒が主体となった特色ある取組とするよう促す。

4 こどもピースサミットの実施

(1) 評価

平和記念式典でこども代表が読む平和への誓いの文案を考える「平和への誓い検討会議」を行う前に、平和に関する活動をされている方々の講話の聴講や、広島平和記念資料館の見学の機会を設けたことにより、「平和への誓い検討会議」において、講話や見学の内容を生かして平和への誓いの文案を作成することができた。また、本市ホームページ、ポスター及び広報番組等で、「平和の意見発表会」の開催を広報し、広く周知することができた。

さらに、広島を訪れた観光客や修学旅行生に、被爆の実相や平和への思いを伝える取組に参加した児童からは、「しっかりと自分の言葉で伝えることができた」「もっと多くの方々に伝えていきたい」等の感想が寄せられており、平和への意識が高まった。

(2) 課題

本事業における取組をより充実させていくため、引き続き「平和の意見発表会」への参加を広く呼びかけるとともに、児童が被爆の事実をもとに平和について考えたことを継続して発信する機会を設け、平和への意識の高揚や発信力の向上を図る必要がある。

(3) 対応方針

発信力の向上を図るため、平和担当部局等と連携し、広島を訪れた観光客や修学旅行生に対し、被爆の実相や平和への思いを伝える取組を引き続き実施する。

5 中学生による「伝える HIROSHIMA プロジェクト」の実施

(1) 評価

令和 6 年度から市内の全ての中学校からメッセンジャーを選出するよう働きかけたことにより、令和 7 年度の参加校数は 68 校となった。また、各学校では、生徒が作成した平和メッセージについて外国語科教諭や、英語指導助手（ALT）等が丁寧に助言を行ったり、メッセンジャーが校内で本事業における活動を報告する場面を設定したりするなど、生徒の本事業への参加意欲を高める取組も実施され、応募点数は令和 6 年度の 2,544 点から 3,131 点に増加した。

選出された 68 人のメッセンジャーは、被爆体験伝承者や、ALT 等を講師とした研修を受講するとともに、招聘した大学教授から、発信する相手を意識したメッセージ作りの視点を学び、広島市内の留学生と交流したりする活動等を通して作成した平和メッセージを、平和記念公園を訪れた海外の人々や、平和記念式典に参列するために訪れた駐日大使等へ発信し、平和への意識の高揚や英語力の向上を図ることができた。

さらに、メッセンジャーの中から希望者を募り、8 月 8 日から 8 月 9 日に長崎で行われる青少年ピースフォーラムに派遣し、市外の青少年との交流を通して、発信力の一層の強化を図ることができた。

(2) 課題

本事業における取組をより充実させていくため、引き続きプロジェクトへの参加を広く呼びかけるとともに、生徒が被爆の事実をもとに平和について考えたことを継続して発信する機会を設け、平和への意識の高揚や発信力の向上を図る必要がある。

(3) 対応方針

発信力の一層の向上を図るため、引き続きメッセンジャーの中から代表者を選出して他都市へ派遣し、現地や全国の中学生等と交流する取組を実施する。

6 全国こども平和サミット・広島こども平和サミット

(1) 評価

参加した児童生徒等からは、「全国各地のこどもたちと思いを共有できてよかった」「私たちの行動で平和な社会が続いていくのではないかと思った」「原爆や戦争に対しての考えが深まった」等の感想が寄せられており、児童生徒をはじめとする来場者の平和への意識が高まった。

(2) 課題

より多くのこどもたちが平和への思いを共有できるよう、広島平和文化センターと連携して、平和のメッセージを発信する取組の充実を図る必要がある。

(3) 対応方針

平和のメッセージを発信する取組の更なる充実を図るため、広島平和文化センターと連携して「全国こども平和サミット」の取組内容等について検討し、平和のメッセージを発信する機会を拡充する。

なお、「平和を希求する心」につながる本市独自の特色ある取組である「平和教育の推進」を、引き続き令和 8 年度の重点取組項目とする。

第1 事務の目的・概要

学校教育活動を通じて、一人一人の社会的・職業的自立に向け、また、将来の地域社会の担い手となることができるよう、地域・産業界と学校が一体となったキャリア教育を通じて、それに必要な能力や態度を育成する。

第2 令和7年度における課題等への対応方針

各学校において、キャリア教育を年間指導計画に位置付け、働くことの意義や社会の一員としての役割等を理解し、自らの生き方について考えていく学習を教科横断的に行うとともに、地元経済団体との連携強化や本市ホームページ、SNSでの積極的な募集による地元の協力企業等の受け皿の拡充、教育委員会事務局に地域や産業界が持つ教育資源と学校をつなぐ役割を担うキャリア教育コーディネーターを配置することなどにより、体験活動（社会見学や職場体験学習、インターンシップ）や職業講話の一層の充実を図る。

第3 令和7年度における管理・執行状況

小学校では、低学年で実施するまち探検や中学年から高学年において実施する社会見学及び外部講師による講演会等を通して様々な職業に携わる人々の思いや働くことの大切さについて学んだ。また、体験活動を実施する際には、教員が、教科指導の視点だけでなく、キャリア教育の視点をもって取り組むことができるよう、校内研究会等の機会を捉え、指導主事が指導助言を行った。

中学校では、全校において職場体験学習、職業講話のいずれか又は両方を実施した。職場体験学習については、令和2～4年度は新型コロナウイルス感染症拡大の影響から実施校が減少していたが、令和6年度は55校で、令和7年度は60校で実施した。教育委員会は、新たな体験学習の受け皿の拡充に向けて、本市ホームページやSNSで中学生の職場体験受け入れ事業所の募集を行うとともに、教育委員会事務局に2名配置したキャリア教育コーディネーターが各中学校での体験学習受け入れ事業所をリストにまとめ、受け入れの少ない業種を中心に事業所の掘り起こしを行い、学校に紹介した。また、キャリア教育コーディネーターが学校からの企業との連携に関する相談を受け、学校と企業のマッチングを行った。職業講話については、地元の経済団体（広島商工会議所、広島経済同友会、広島県経営者協会、中国経済連合会）で組織する「ひろしまキャリア教育応援団」から25校に延べ110人の講師が派遣された（図表9）。

【図表9】職場体験学習及びひろしまキャリア教育応援団からの講師派遣による職業講話実施校等（中学校）

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
職場体験学習	2校	5校	12校	38校	55校	60校
ひろしまキャリア教育応援団 協力企業等数	6者	34者	42者	43者	43者	63者
職業講話 (ひろしまキャリア教育応援団 からの講師派遣による)	7校 (講師45人)	20校 (講師87人)	32校 (講師136人)	30校 (講師141人)	33校 (講師149人)	25校 (講師110人)

高等学校では、生徒の学習意欲や職業意識をより一層高めるため、「プロフェッショナル人材活用事業」として、産業界の一線で活躍している企業人や大学教授などによる講義を全校で実施した。

また、インターンシップについては、就職コーディネーター、キャリア教育コーディネーターや各校の進路指導部による企業への働きかけにより、新型コロナウイルス感染症拡大の影響で実施できなかった時期からは回復傾向にあり、令和 7 年度は生徒 332 人に対して実施した（図表 10）。

【図表 10】インターンシップ参加者数（高等学校）

区分	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
参加者数	2 人	82 人	141 人	172 人	245 人	332 人

第 4 管理・執行状況に関する評価、課題及び令和 8 年度における対応方針

1 評価

各学校においてキャリア教育を年間指導計画に位置付け、各教科や特別活動等のねらいや、児童生徒の実態を踏まえて、小・中・高等学校それぞれの発達段階に応じた体験学習等を通して、児童生徒が働くことの意義や地元企業の特長等を学び、自己の将来の在り方について考えることができた。

小学校では、まち探検や社会見学及び外部講師による講演会等を通して、様々な職業に携わる人々の思いや働くことの大切さについて学ぶことができた。

中学校については、全校において職場体験学習又は職業講話を実施し、幅広く将来のキャリアについて考える機会とすることができた。また、職場体験学習については、新型コロナウイルス感染症拡大の影響から実施校数が減少していた時期と比較すると実施校が増加した。さらに、本市ホームページや SNS で中学生の職場体験受け入れ事業所の募集を行うとともに、キャリア教育コーディネーターによる受け入れ事業所の拡充を行ったことで、受け入れ事業所リストに新たに 21 の企業を加えることができた。

高等学校については、「プロフェッショナル人材活用事業」として、産業界の一線で活躍している企業人や大学教授などによる講義を全校で実施し、生徒の学習意欲や職業意識をより一層高めることができた。一部の学校では、キャリア教育コーディネーターを活用することで、生徒の現状に合わせた講師の選定を行うことができた。また、新型コロナウイルス感染症拡大の影響があった時期に比べ希望する生徒がインターンシップに参加できるようになり、職業観、勤労観を醸成するとともに、自己の職業適性や将来設計について考える機会となった。

2 課題

将来の地域社会の担い手として働くことの意義の理解を深め、生徒が地元企業の活動に関心を持つきっかけとなるよう、地元の協力企業等の受け皿の拡充や学校と民間企業等のマッチング機能の強化に取り組み、発達段階に応じたキャリア教育の更なる拡充を図る必要がある。

3 対応方針

引き続き、各学校において、キャリア教育を年間指導計画に位置付け、働くことの意義や社会の一員としての役割等を理解し、自らの生き方について考えていく学習を教科横断的に行うとともに、地元経済団体との連携強化や本市ホームページ、SNS での積極的な募集による地元の協力企業等の受け皿の拡充、教育委員会事務局に地域や産業界が持つ教育資源と学校をつなぐ役割を担うキャリア教育コーディネーターをさらに増員することなどにより、各学校のキャリア教育に係る課題やニーズを把握しながら、地域・産業界とのマッチングを行うなど、新しい取組をスタートさせ、体験活動（社会見学や職場体験学習、インターンシップ）や職業講話の一層の充実を図る。

第1 事務の目的・概要

本市高等学校及び中等教育学校の将来構想となる「広島市ハイスクールビジョン」の行動計画である「ハイスクールビジョン推進プログラム」（令和4年3月一部改定）を着実に推進することにより、「魅力ある高校づくり」の一層の充実に取り組む。

第2 令和7年度における課題等への対応方針

各校が設置している将来構想検討組織（学校により名称は異なる）に指導主事を派遣し、「ハイスクールビジョン推進プログラム」に掲げた取組の進捗状況を把握するとともに、その着実な推進に向けた指導・助言を行う。

また、教育委員会内に「ハイスクールビジョン推進委員会」を設置し、各校の取組の成果と課題の分析を行い、必要な人的支援や物的支援等を実施する。

第3 令和7年度における管理・執行状況

全ての市立高等学校7校及び中等教育学校1校がそれぞれ校内に設置した将来構想検討組織において定期的に協議を行い、「ハイスクールビジョン推進プログラム」に掲げた取組の推進に取り組んだ。この協議の場には教育委員会から指導主事を派遣し、学校の取組状況を詳しく把握するとともに、必要に応じて指導・助言を行った。特に学科改編等を実施又は検討している学校（基町高等学校、広島工業高等学校、美鈴が丘高等学校）については、重点支援校として、基町高等学校には36回、広島工業高等学校には44回、美鈴が丘高等学校には49回指導主事を派遣した。

また、教育委員会内に設置した「ハイスクールビジョン推進委員会」において、各校の取組の成果と課題の分析や、各校の課題を踏まえた人的支援や物的支援等を実施するための協議を行い、その結果を令和8年度予算等に反映させた。

第4 管理・執行状況に関する評価、課題及び令和8年度における対応方針

1 評価

それぞれの高等学校等において「ハイスクールビジョン推進プログラム」に掲げた取組の推進を着実に図ることができた。

具体的には、重点支援校の基町高等学校では、音楽科を設置している高等学校への視察等による情報収集を引き続き行い、教育課程の検討や教育課程を実施する場合に必要な施設、楽器等の備品、教職員について検討を行うことができた。

広島工業高等学校では、将来の地域産業界を支えつつ、イノベーションを牽引する人材を育成するための工業6学科の学科改編について、学科構成、学科横断的な教育課程等の検討を進め、令和9年4月から新たな体制でスタートするための方針を定めることができた。

美鈴が丘高等学校では、令和7年4月に新しい普通科として「グローバル探究科」を設置した。探究を軸とした教育課程の実施、学校の魅力化・特色づくりを協議するコンソーシアムや高校生と地域をつなぐコーディネーターの活用等により、地域社会に開かれた学びを提供することができた。

2 課題

基町高等学校では、これまで行った先進校視察の結果を踏まえ、教育課程や必要な施設・設備等について検討を進めながら、引き続き創造表現コースに音楽分野を追加することについて検討を行う必要がある。

広島工業高等学校では、将来の地域産業界を支えつつ、イノベーションを牽引する人材を育成するための工業 6 学科の学科改編に向け、入学者選抜の実施内容、学科横断的な教育課程等を検討するなど、生徒を受け入れることができるよう準備を進める必要がある。

美鈴が丘高等学校については、「グローバル探究科」の探究的な学びを実現する学習環境の整備や情報発信についての取組を継続していく必要がある。

また、平成 28 年度に策定した「広島市ハイスクールビジョン」の計画期間が令和 7 年度末で満了したことから、市立高等学校の魅力づくりの一層の推進に向け、「広島市ハイスクールビジョン」の改定を行う必要がある。

3 対応方針

引き続き、各校が設置している将来構想検討組織に指導主事を派遣し必要に応じて指導・助言を行いながら、それぞれの市立高等学校の特色化・魅力化の着実な推進に取り組む。

また、令和 8 年 3 月に改定した広島市教育大綱等を踏まえ、「広島市ハイスクールビジョン」の改定を行う。

第1 事務の目的・概要

障害のある幼児児童生徒（以下、この項目において「児童生徒等」という。）の自立や社会参加に向け、一人一人の教育的ニーズを把握し、適切な指導及び必要な支援の充実を図る。

また、障害の有無やその他個々の違いを認識しつつ様々な人々がいきいきと活躍できる共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育の充実を図る。

第2 令和7年度における課題等への対応方針

1 広島特別支援学校の教育の充実

(1) 教育内容の充実

全教員で統一した研究テーマを設定して授業づくりに取り組み、校内での実践交流を行うとともに、児童生徒の実態を踏まえた適切な指導・支援については、授業研究会を通じた実践交流や意見交換を行うことなどにより、指導の充実を図る。また、体験的学習、職場実習及び特別支援学校技能検定などを計画的に実施し、社会的・職業的な自立に向けた取組を推進する。

(2) ICTの利活用の推進

必要な児童生徒のタブレット端末にインストールしたアプリの活用事例等を収集し、その効果検証を図るとともに、教職員を対象とした研修会を実施する。

2 小・中学校の特別支援学級における指導の充実

(1) 特別支援学級指導員等の配置

特別支援学級指導員及び学習サポーターについて必要な人員を確保し、児童生徒の実態に応じて適切に配置する。また、各学校において、特別支援学級指導員や学習サポーターの効果的な活用や、適切な指導・支援が行われるよう、学習サポーターや指導員の研修会の充実を図るとともに校長会等での周知を行う。

(2) ICTの利活用の推進

指定校において必要な児童生徒のタブレット端末にインストールしたアプリの活用事例等を収集し、その効果検証を図るとともに、教職員を対象としたアプリの研修会を実施する。学校からの申請に応じて、必要な児童生徒のタブレット端末にインストールする。

3 通級による指導の充実

小学校及び中学校の通級指導教室については、巡回指導を含む指導形態や、ニーズのある児童生徒の居住地等を踏まえた増設、人材育成等について検討を行う。高等学校については、校長会等で通級による指導の仕組み等について周知するとともに、全ての市立高等学校について生徒のニーズを把握し、必要に応じて通級指導を実施できるようにする。

4 学習サポーター・特別支援教育アシスタント事業

学習サポーター・特別支援教育アシスタントについて必要な人員を確保し、児童生徒の実態を踏まえた指導・支援を行うことができるよう、研修内容や実施時期の見直しなどを行うとともに、校長会等でも組織的・計画的な指導・支援のあり方等について周知を図る。

5 巡回相談指導等の実施

ニーズが増加している肢体不自由等に造詣の深い学識経験者等を専門家チーム委員に加え

るとともに、引き続き、校長会や特別支援教育コーディネーター研修等において、巡回相談指導で得た情報の効果的な共有や組織的・計画的な支援の見直し等について周知し、適切な指導・支援につなぐ。

6 インクルーシブ教育の推進

インクルーシブ教育実践研究校において、合理的配慮を踏まえた授業づくり及び適切な評価の好事例を蓄積するとともに、特別支援学級の授業づくりや校内体制づくり等についての研究成果をリーフレット等にまとめ、研究会や校長会等を通して全市に好事例や研究成果を普及する。

7 医療的ケア児への支援の充実

看護師が安心して勤務し、安全な医療的ケアを実施するため、引き続き指導的立場の看護師及び指導医の巡回を行う。医療的ケアの実施体制を整備するため、本市における医療的ケアのガイドラインを策定するとともに、専門医からの意見聴取や、医療的ケア実施校の校長を対象とした研修会を開催する。また、通学支援については、年度当初から利用することができるように手続きの時期を見直すとともに、通年実施に向けて実施回数等の拡充を図る。

第3 令和7年度における管理・執行状況

1 広島特別支援学校の教育の充実

(1) 教育内容の充実

将来の自立や社会参加に向け、全校で統一した研究テーマを設定して研究を行い、全教員が授業づくり等に取り組むとともに、重複障害学級については、小学部、中学部、高等部の3つの学部間で実践交流を行った。また、清掃作業等の校内実習及び校外での実習、職場見学、職場体験実習、特別支援学校技能検定のほか、増築校舎における接客や販売などの校内実習等を計画的に行った。

(2) ICTの利活用の推進

インストールしたアプリの活用状況等について、当該校の教職員から聞き取り調査を行った。教職員を対象とした研修会については、インストールの完了を優先させ、インストールの完了までに時間を要したことから実施できなかった。

2 小・中学校の特別支援学級における指導の充実

(1) 特別支援学級指導員等の配置

学習面や生活面における介助度が高い児童生徒の学級に特別支援学級指導員（小学校 226 人、中学校 74 人、計 300 人）を配置するとともに、軽度の障害のある児童生徒については学習サポーターを配置し、学習支援等を行った（図表 11、12）。また、特別支援学級指導員を対象とした研修会を開催し、テーマに基づく協議の時間を設定するなど内容の充実を図った。

【図表 11】特別支援学級指導員の人数の推移

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
小学校	225 人	226 人	226 人	226 人	226 人
中学校	74 人	74 人	74 人	74 人	74 人
合計	299 人	300 人	300 人	300 人	300 人

【図表 12】学習サポーター・特別支援教育アシスタント活用人数の推移

区分	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
〔肢体不自由〕 特別支援教育アシスタント	46 人役	54 人役	52 人役	56 人役	55 人役
〔発達障害〕 学習サポーター	568 人役	580 人役	613 人役	610 人役	612 人役
合計	614 人役	634 人役	665 人役	666 人役	667 人役

(2) ICT の利活用の推進

インストールしたアプリの活用状況等について、該当校の教職員を対象にアンケート調査を行った。教職員を対象とした研修会については、インストールの完了を優先させ、インストールの完了までに時間を要したことから実施できなかった。

3 通級による指導の充実

小学校では、315 人に対し 15 校 31 教室で指導を行った。中学校では、33 人に対し 3 校 4 教室で指導を行った。高等学校では、全ての市立高等学校において生徒のニーズを把握し、必要に応じて巡回指導を実施することとし、18 人に対し 1 校 2 教室で指導を行った（図表 13）。このうち、1 校 2 人に対して、巡回指導を実施した。また、通級指導教室等設置校長会を開催し、本市における通級による指導の制度、担当者育成等について周知を図った。

【図表 13】通級による指導を受けている児童生徒数の推移

区分	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
小学校	347 人	338 人	340 人	343 人	315 人
中学校	42 人	40 人	31 人	36 人	33 人
高等学校	11 人	13 人	15 人	16 人	18 人
合計	400 人	391 人	386 人	395 人	366 人

4 学習サポーター・特別支援教育アシスタント事業

通常の学級に在籍する肢体不自由児を対象とした特別支援教育アシスタントと、障害の有無にかかわらず学習支援を必要とする児童生徒等を対象とした学習サポーターを、引き続き適切に配置し、特別支援学級と通常の学級において学習支援等を行った（図表 12）。また、学習サポーターと特別支援教育アシスタントそれぞれに対して各校の効果的な事例を掲載した研修資料を 2 種類作成し 2 回に分けて配付した。各学校において、配付した研修資料を活用して研修を実施した。

5 巡回相談指導等の実施

肢体不自由に造詣の深い学識経験者等に専門家チーム委員を委嘱した。また、巡回相談指導の効果的な活用例や校内での情報共有の仕方、組織的・計画的な支援の見直し等について、校長会や特別支援教育コーディネーター研修等において周知した（図表 14）。

【図表 14】巡回相談指導の実施状況の推移

区分	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
実施園・校数	80 園・校	113 園・校	101 園・校	110 園・校	129 園・校
実施回数	125 回	168 回	174 回	168 回	178 回

6 インクルーシブ教育の推進

特別支援教育に係るモデル的な取組を行っている小学校 2 校、中学校 1 校を実践研究校に指定し、指定校では特別支援教育の視点からの学校体制づくりや特別支援学級の授業づくり等について実践研究を行うとともに、公開研究会等を開催し、広く実践研究を公開した。合わせて、校長会等においても指定校で作成した個別の指導計画の様式等を紹介するなど、取組等の周知を行った。また、合理的配慮を踏まえた授業づくりや適切な評価等に関しては、小学校 7 校、中学校 5 校において実践研究を行った。

これらの実践研究校に配置している専任の特別支援教育コーディネーターを対象とした事例研究会を開催した。

7 医療的ケア児への支援の充実

医療的ケアを必要とする児童生徒は合計 54 人であり、当該児童生徒が在籍する学校に必要な看護師を配置するとともに、教育委員会事務局の看護師及び指導医による巡回を実施した（図表 15）。医療的ケアの実施体制を整備するため、専門医からの意見聴取や、医療的ケア実施校の校長を対象とした研修会を開催した。また、本市における医療的ケアのガイドラインの案を作成し、専門医等からの意見聴取を行った。

また、医療的ケア児の通学支援として、保護者の代わりに通学に付き添う看護師の派遣等を、1 人当たり 140 回を上限として 9 件行った。

【図表 15】医療的ケアが必要な児童生徒数の推移

区分	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
小・中学校	15 人	16 人	17 人	21 人	21 人
特別支援学校	44 人	42 人	41 人	39 人	33 人
合計	59 人	58 人	58 人	60 人	54 人

第 4 管理・執行状況に関する評価・課題及び令和 8 年度における対応方針

1 広島特別支援学校の教育の充実

(1) 教育内容の充実

ア 評価

全教員で統一したテーマを定めて授業づくり等に取り組むとともに、重複障害学級については、小学部、中学部、高等部の 3 つの学部間で実践交流を行うことによって、指導の充実につながった。また、体験的学習、職場実習及び特別支援学校技能検定などのほか、接客や販売の実習など、増築校舎の諸室において、より実社会に近い実習を行ったことにより、社会的・職業的な自立に向けた生徒の意欲の向上につながった。

イ 課題

児童生徒が、自立と社会参加に必要な知識や技能等を身に付けることができるよう、校内では、学校全体で効果的な授業づくりに向けた研究方法を工夫するとともに、他の学校

との実践交流や意見交換も行うなどして研究を進め、知的障害のある児童生徒の学習上の特性等を踏まえた指導・支援の一層の充実を図る必要がある。また、引き続き、体験的学習等を行い、社会的・職業的な自立に向けた支援を行う必要がある。

ウ 対応方針

引き続き、全教員で統一した研究テーマを設定して授業づくりに取り組み、校内では、指導案の作成等を通じた実践交流の場を設定するとともに、児童生徒の実態を踏まえた適切な指導・支援については、授業研究会を通じた実践交流や意見交換を行うことなどにより、指導の充実を図る。また、校内や校外での体験的学習、職場実習及び特別支援学校技能検定などを計画的に実施し、社会的・職業的な自立に向けた取組を推進する。

(2) ICT の利活用の推進

ア 評価

小・中学部に在籍する全ての児童生徒の端末に、精選したアプリをインストールすることができた。また、教職員を対象にした聞き取り調査を行った結果、アプリを効果的に活用しているケースがあった。

イ 課題

上記の聞き取り調査の結果において、アプリの使い方が分からないために、活用が十分でないケースがあった。また、障害の重い児童生徒に使いやすい別のアプリが使いたいという声もあった。引き続き、教職員のアプリを含む ICT 活用能力の一層の向上を図るとともに、障害の状況に応じたアプリを新たにインストールできるようにする必要がある。

ウ 対応方針

教職員がアプリを効果的に活用できるよう、使い方のマニュアルを作成し配布するとともに、効果的な活用事例を収集し、校内に紹介する。また、障害の重い児童生徒に使いやすいアプリケーションを新たに選定し、インストールできるようにする。

2 小・中学校の特別支援学級における指導の充実

(1) 特別支援学級指導員等の配置

ア 評価

学習面や生活面で介助度が高い児童生徒が在籍する学級に特別支援学級指導員を、比較的軽度の障害のある児童生徒が多数在籍する学級に学習サポーターを配置し、児童生徒の支援を充実させることができた。また、特別支援学級指導員を対象とした研修会を開催し、協議を通して実践交流を行うとともに、校長会等で適切な指導・支援の仕方について周知した。

イ 課題

特別支援学級の在籍児童生徒は年々増加している。引き続き適切な支援を行うため、特別支援学級指導員及び学習サポーターについて必要な人員を確保し、児童生徒の実態に応じて適切に配置する必要がある。また、指導員や学習サポーターの研修を充実させるとともに、適切な指導・支援のあり方や効果的な活用の仕方について引き続き周知を図る必要がある。

ウ 対応方針

引き続き、特別支援学級指導員及び学習サポーターについて必要な人員を確保し、児童生徒の実態に応じて適切に配置する。また、各学校において、特別支援学級指導員や学習

サポーターの効果的な活用や、適切な指導・支援が行われるよう、学習サポーターや指導員の研修会の充実を図るとともに校長会等での周知を行う。

(2) ICT の利活用の推進

ア 評価

指定校の特別支援学級に在籍する児童生徒の端末に、精選したアプリをインストールすることができた。また、アプリの活用状況等について、教職員を対象にアンケート調査を行った結果、効果的に活用しているケースがあった。

イ 課題

上記のアンケート調査の結果において、アプリの活用が十分に進んでいないケースもあったことから、具体的なアプリの効果や活用方法について教職員へ周知し、各校において対象児童生徒に必要なアプリの判断や、実態に応じた活用ができるようにする必要がある。また、指定した学校以外から、アプリのインストールについて要望があったが、指定校以外では導入することにしていなかったため、導入できるようにする必要がある。

ウ 対応方針

教職員がアプリを効果的に活用できるよう、使い方のマニュアルを作成し、配付するとともに、指定した学校に限らず、希望する本市立学校があった場合には、アプリのインストールができるようにする。

3 通級による指導の充実

(1) 評価

児童生徒の障害の状態や保護者のニーズを踏まえた適切な指導ができた。小学校及び中学校の通級指導教室については、巡回指導を含む指導形態や、通級指導教室の増設を検討し、安佐北区の中学校に1教室増設するとともに、安佐南区エリアの中学校を対象とした巡回指導を試行実施することとした。高等学校については、全市立高等学校の生徒について、必要に応じて巡回指導を実施することができた。さらに、通級指導教室等設置校長会を開催し、本市における通級による指導の制度、担当者育成等について周知することができた。

(2) 課題

小学校及び中学校については、引き続き、児童生徒の居住地や通級による指導のニーズ等を踏まえ、巡回指導の効果検証を行うとともに、適切な指導形態の検討及び計画的な増設、通級指導教室担当者の人材育成等について検討する必要がある。高等学校については、通級による指導の仕組み等について校長会等で一層の周知を図るとともに、引き続き、各学校のニーズを把握し、ニーズのある生徒を通級指導につなぐ必要がある。

(3) 対応方針

小学校及び中学校の通級指導教室については、中学校の通級指導教室未設置エリアを中心に、巡回指導の検証結果や、ニーズのある児童生徒の居住地等を踏まえた増設及び適切な指導形態、人材育成等について検討を行う。高等学校については、校長会等で通級による指導の仕組み等について周知するとともに、全ての市立高等学校について生徒のニーズを把握し、必要に応じて通級指導を実施できるようにする。

4 学習サポーター・特別支援教育アシスタント事業

(1) 評価

学習サポーター・特別支援教育アシスタントについて必要な人員を確保し、児童生徒の実

態を踏まえた指導・支援を行うことができるよう、時期を工夫して研修用の資料を提供するとともに、校長会等でも組織的・計画的な指導・支援のあり方等について周知を図ることができた。

(2) 課題

対象となる児童生徒の実態が多様化・複雑化している。適切な支援を行うため、学習サポーター・特別支援教育アシスタントについて必要な人員を確保するとともに、児童生徒の実態を的確に把握することや、実態把握に基づいて指導・支援を組織的・計画的に行うことについて、研修内容や実施時期の見直しなど充実を図ることが必要である。

(3) 対応方針

引き続き、学習サポーター・特別支援教育アシスタントについて必要な人員を確保し、児童生徒の実態を踏まえた指導・支援を行うことができるよう、取組の好事例の収集や研修内容及び実施時期の見直しなどを行うとともに、校長会等でも組織的・計画的な指導・支援のあり方等について周知を図る。

5 巡回相談指導等の実施

(1) 評価

各学校のニーズに応じた巡回相談指導を実施することができた。また、新たに肢体不自由のニーズにも対応できた。校長会や特別支援教育コーディネーター研修等において、巡回相談指導の効果的な活用例や校内での情報共有の仕方、組織的・計画的な支援の見直し等について周知することができた。

(2) 課題

各学校において特別な教育的支援を必要とする児童生徒数が増加するとともに、対象となる児童生徒の実態が多様化・複雑化しているため、聴覚障害も含め様々な障害に対応できるよう、専門家チーム委員の専門分野を広げる必要がある。また、巡回相談指導で得た情報の効果的な共有や組織的・計画的な支援の見直しを行うことができるよう、引き続き周知が必要である。

(3) 対応方針

聴覚障害教育に造詣の深い委員を専門家チーム委員に加えるとともに、引き続き、校長会や特別支援教育コーディネーター研修等において、巡回相談指導で得た情報の効果的な共有や組織的・計画的な支援の見直し等について周知し、適切な指導・支援につなぐ。

6 インクルーシブ教育の推進

(1) 評価

インクルーシブ教育実践研究校において授業研究会や学校公開等を開催し、広く実践研究を公開した。合わせて、校長会等においても指定校で作成した個別の指導計画の様式等を紹介するなど、取組等の周知を行い、合理的配慮を踏まえた授業づくりや、特別支援学級における個に応じた授業づくり等について、研究成果を発信することができた。

(2) 課題

通常の学級については、合理的配慮を踏まえた授業実践は進みつつあるが、個別の事例についての適切な評価の在り方については課題が見られた。また、特別支援学級の授業づくりや校内体制づくりについては、普及の方法等について工夫する必要がある。

(3) 対応方針

インクルーシブ教育実践研究校において、合理的配慮を踏まえた授業づくり及び適切な評価の好事例を蓄積するとともに、校内体制づくりや特別支援学級の授業づくりに加え、交流学級における児童生徒のニーズや合理的配慮を踏まえた授業づくり等についての研究成果を、研究会や校長会等を通して全市に普及する。

7 医療的ケア児への支援の充実

(1) 評価

医療的ケア児の在籍する学校に必要な看護師を配置するとともに、必要に応じて教育委員会事務局内の看護師及び指導医による巡回指導を行うことができた。また、専門医からの意見聴取や、医療的ケア実施校の校長を対象とした研修会を開催した。本市における医療的ケアのガイドラインの案を作成し、発出まで準備を進めることができたが、令和8年度の上旬に文部科学省からひな型が発出される予定であることを受け、本市の発出時期を延期した。

また、通学時に看護師の派遣等を行う通学支援事業では、申請のあった8件について実施することができた。年度当初から切れ目なく利用することができるよう、手続きの時期を早めた。

(2) 課題

安心・安全な医療的ケアを実施するため、引き続き指導的立場の看護師や指導医の巡回を行うとともに、医療的ケア実施校の教職員の理解を深め、各校における医療的ケアの体制整備を図る必要がある。

また、医療的ケア児の通学支援については、年度当初から通年で実施できるようにするなど、拡充を図る必要がある。

(3) 対応方針

看護師が安心して勤務し、安全な医療的ケアを実施するため、引き続き指導的立場の看護師及び指導医の巡回を行う。医療的ケアの実施体制を整備するため、文部科学省が示したひな型と整合をとったのちに本市の医療的ケアのガイドラインを発出するとともに、専門医からの意見聴取や、医療的ケア実施校の校長を対象とした研修会の充実を図る。

また、通学支援については利用者のニーズや、事業者等の対応状況を踏まえ、通年実施に向けて実施回数等の拡充を図る。

第1 事務の目的・概要

中山間地・島しょ部の地域活性化における学校の重要性に鑑み、似島・戸山・阿戸の各小・中学校を小中一貫教育校とし、地域の特性を生かした魅力ある教育を展開する学校づくりを進める。

また、湯来地域において、全ての小学校及び中学校を統合し、湯来ならではの特色ある教育を行う小中一貫教育校の新設に向けた取組を進める。

第2 令和7年度における課題等への対応方針

1 似島・戸山・阿戸小中一貫教育校における特色ある教育の展開

(1) 小中の接続を円滑に進めるための取組の推進

各学校において小中合同で開催する研修会や校内研究組織の充実等、小中が一体となって児童生徒を育てる体制づくりを進めるとともに、小中一貫教育校の研究推進リーダーに対し研修会を開催したり、市内の各中学校区で行われる小・中連携教育研究会において、必要に応じて小中一貫教育校の研究推進リーダーが自校の取組について発表したりすることで、本市の小中一貫教育を推進する人材を育成する。

(2) 独自教科の実施

独自教科の取組内容を学校運営協議会で共有した上で、地域の課題解決に向け、地域と協働する学習活動になるよう、カリキュラムの更なる改善を図り、地域とともに特色ある教育活動を推進する。

(3) 多様な考え方、価値観の交流

独自教科の学習成果等を発表し合う場面に限らず、様々な学習活動や他教科においても、ICTを活用した交流授業を実施する。また、引き続き小中一貫教育校以外の学校とのICTを活用した交流授業を実施し、小中一貫教育校の研究推進リーダー研修会で共有することで、更なる充実を図る。

(4) 通学区域外の児童生徒の募集

通学区域外から通学する児童生徒数を増やすため、引き続き、幼稚園や保育園、小学校や中学校へのリーフレット配付、小中一貫教育校の取組のSNSでの発信、募集ポスター作成等、保護者に広く周知するとともに、通学区域外からの通学を希望する児童生徒に対し体験入学を実施する。また、各学校において、通学区域外から通学を希望した児童生徒及び保護者との面談により把握した選択理由を参考とし、小中一貫教育校の魅力を伝えるホームページの更新、学校の取組に関するプレスリリースなどを積極的に行う。

2 湯来地域における小中一貫教育校の新設

「湯来地域における小中一貫教育校に係る基本構想」の内容を踏まえて、小中一貫教育校の開校に向けた準備を進めていくために設置した「湯来地域における小中一貫教育校開校準備会議」（以下、この項目において「開校準備会議」という。）を継続して開催し、関係する保護者や地域住民、学校関係者等と意見交換しながら、教育内容等の検討を進めるとともに、令和7年度から校舎新築に係る基本・実施設計等に着手する。

第3 令和7年度における管理・執行状況

1 似島・戸山・阿戸小中一貫教育校における特色ある教育の展開

(1) 小中の接続を円滑に進めるための取組の推進

各学校において、小中合同で独自教科のカリキュラムについて大学教授から助言を受けたり、小中合同の小グループによる実践交流を行ったりする等、校内研修会や校内研究組織の充実を図り、小中が一体となって児童生徒を育てる体制づくりを進めた。また、教育委員会主催の研修会を開催し、各学校の研究推進リーダーが自校の実践を振り返り共有した。

(2) 独自教科の実施

各学校の独自教科について、それぞれの地域特性をより生かしたカリキュラムとなるよう、学習内容や学習で活用する地域人材や素材について、学校運営協議会において協議を行った。また、地元企業や所在地区の地域振興を所管する課の方にも参加いただき学習の成果等を発表した。

(3) 多様な考え方、価値観の交流

小中一貫教育校間において、独自教科の学習成果等を、ICTを活用して発表し合う交流授業を実施した。また、遠隔地の学校とICTを活用した交流学习を行い、小中一貫教育校の研究推進リーダー研修会で各校の取組や交流授業について情報を共有した。

(4) 通学区域外の児童生徒の募集

通学区域外から通学する児童生徒数を増やすため、幼稚園や保育園、小学校や中学校へのリーフレット配付、小中一貫教育校の取組のSNSでの発信、募集ポスター作成等、保護者に広く周知するとともに、通学区域外からの通学を希望する児童生徒に対し体験入学を実施した。また、通学区域外から通学を希望した児童生徒及び保護者との面談により、選択理由を把握し、募集に生かす検討を行った上で広報を実施した。

2 湯来地域における小中一貫教育校の新設

「湯来地域における小中一貫教育校に係る基本構想」の内容を踏まえて、令和12年4月の開校に向けて、開校準備会議を8回開催し保護者や地域住民等と意見交換しながら教育内容等の検討を進めるとともに、校舎新築に係る基本・実施設計等に着手した。

第4 管理・執行状況に関する評価、課題及び令和8年度における対応方針

1 似島・戸山・阿戸小中一貫教育校における特色ある教育の展開

(1) 小中の接続を円滑に進めるための取組の推進

ア 評価

小中合同で開催する研修会の内容の充実や校内研究組織の充実を図り、小中が一体となって授業改善に取り組む等、児童生徒を育てる体制づくりを行うことができた。また、教育委員会主催の研修会を開催し、独自教科のカリキュラムについて交流したり、他校との比較から自校の取組を振り返ったりすることで研究推進リーダーがカリキュラム・マネジメントの視点を持ち、自校の取組の改善策を検討することにつながった。

イ 課題

小中が一体となって児童生徒を育てる体制づくりを更に進める必要がある。

ウ 対応方針

引き続き、各学校において小中合同で開催する研修会や校内研究組織の充実等、小中が

一体となって児童生徒を育てる体制づくりを進めるとともに、小中一貫教育校の研究推進リーダーに対し研修会を開催したり、市内の各中学校区で行われる小・中連携教育研究会において、必要に応じて小中一貫教育校の研究推進リーダーが自校の取組について発表したりすることで、本市の小中一貫教育を推進する人材を育成する。

(2) 独自教科の実施

ア 評価

独自教科の取組内容を学校運営協議会で共有した上で、より各学校の地域特性を生かし、地域人材や素材を積極的に活用したカリキュラムに改善することができた。その中には、学校運営協議会において独自教科の探究課題について生徒自身が委員に説明を行ったり、運営協議会の委員を授業に招いて地域の課題について児童と交流し、課題設定の根拠としたりすることで、協働的・探究的な学習となるよう工夫も行った。また、学校に協力してくださる地元企業や所在地区の地域振興を所管する課などの方に学習の成果等を発表する機会を設けることにより、地域とともに特色ある教育の推進が図られた。

イ 課題

独自教科において、児童生徒と地域住民が地域の課題について考え課題解決を行う等、地域と協働する学習活動を設定する必要がある。

ウ 対応方針

引き続き、独自教科の取組内容を学校運営協議会で共有した上で、地域の課題解決に向け、地域と協働する学習活動になるよう、カリキュラムの更なる改善を図り、地域とともに特色ある教育活動を推進する。

(3) 多様な考え方、価値観の交流

ア 評価

小中一貫教育校間において、独自教科の学習成果等を、ICTを活用して発表し合う交流授業を実施するとともに、遠隔地の学校とICTを活用した交流学习を行ったことにより、互いの地域の違いに気付いたり、よさを認め合ったりすることにつながった。また、小中一貫教育校の研究推進リーダー研修会で各校の取組や交流授業について共有することで取組の充実や改善につながった。

イ 課題

ICTを活用した交流授業については、他教科の学習や他地域の学校との交流を更に進める必要がある。

ウ 対応方針

独自教科の学習成果等を発表し合う場面に限らず、様々な学習活動や他教科においても、ICTを活用した交流授業を実施する。また、引き続き小中一貫教育校以外の学校とのICTを活用した交流授業を実施し、小中一貫教育校の研究推進リーダーに対する研修会で共有することで、更なる充実を図る。

(4) 通学区域外の児童生徒の募集

ア 評価

リーフレット、ポスター等で転入学の募集をし、学校説明会や体験入学を行うとともに、SNSで小中一貫教育校の取組を紹介した結果、新たに通学区域外から通う児童生徒は、戸山小中一貫教育校が4人（小学校1年生1人中学校1年生3人）、阿戸小中一貫教育校が

2人（中学校1年生1人、2年生1人）、似島小中一貫教育校が14人（小学校1年生1人、中学校1年生12人、中学校2年生1人）となった。

さらに、通学区域外から通学する児童生徒及び保護者から、各学校の自然環境や人的環境等、通学を希望した理由を聞き取り、それらを生かした教育活動の様子を各学校のホームページやプレスリリース等で積極的に広報することができた。

イ 課題

通学区域外から登校する児童生徒が減少傾向にある学校については、広報を更に工夫する必要がある。

ウ 対応方針

通学区域外から通学する児童生徒数を増やすため、引き続き、幼稚園や保育園、小学校や中学校へのリーフレット配付、小中一貫教育校の取組のSNSでの発信、募集ポスター作成等、保護者に広く周知するとともに、通学区域外からの通学を希望する児童生徒に対し体験入学を実施する。また、各学校において、通学区域外から通学を希望した児童生徒及び保護者との面談により把握した選択理由を参考とし、小中一貫教育校の魅力を伝えるホームページの更新、学校の取組に関するプレスリリースなどを更に積極的に行う。

2 湯来地域における小中一貫教育校の新設

(1) 評価

教育委員会事務局及び市長事務局の関係部署とが連携しながら、教育内容や施設整備、通学手段の確保等についての検討状況等を保護者や地域住民等に説明し意見交換を行い、校舎新築に係る基本・実施設計等に着手するなど、小中一貫教育校の新設に向けた取組を進めることができた。

(2) 課題

小中一貫教育校の開校に向けて、引き続き、関係する保護者や地域住民、学校関係者等と意見交換しながら、教育内容や施設整備、通学手段の確保、跡地・跡施設の活用等について、具体的な検討を進める必要がある。

(3) 対応方針

開校準備会議を継続して開催し、関係する保護者や地域住民、学校関係者等と意見交換しながら、教育内容等の検討を進めるとともに、令和8年度中に校舎新築に係る基本・実施設計を完了する。

第1 事務の目的・概要

日本語指導を必要とする児童生徒が増加傾向にあるため、市立学校に在籍する帰国・外国人児童生徒等に対し、日本語指導を主とした基礎的な学力補充及び進学・キャリア支援等を行う日本語指導体制を充実させる。また、円滑に学校生活を送ることができるようにするために、帰国・外国人児童生徒等の保護者や教職員への相談活動や助言を行う。

第2 課題等への対応方針

1 日本語指導体制の充実

小・中学校において、日本語指導を必要とする児童生徒が在籍する学校に、日本語指導コーディネーターの派遣依頼を促すため、校長会及び研修会で日本語指導コーディネーターの役割や活用方法について周知する。引き続き、日本語指導コーディネーターによる継続的な学校訪問及び指導助言を行うとともに、児童生徒の実態に応じて、日本語指導協力者を派遣することにより、各学校における指導の充実を図る。

高等学校においては、引き続き、各学校で個々の生徒の実態を把握し、日本語指導が必要な生徒に対して、日本語指導協力者を派遣し、各学校における指導の充実を図る。

2 帰国・外国人児童生徒等の保護者や教職員への相談活動や助言

教育相談員訪問制度の周知を校長会等で行うとともに、関係部局と連携して周知を図ることにより、各学校における教育相談員の活用を広げる。また、より多くの言語に対応することができるよう、引き続き、関係部局と連携し、教育相談員の人材確保に努める。

第3 令和7年度における管理・執行状況

1 日本語指導体制の充実

小・中学校においては、日本語指導コーディネーターの役割や活用方法について新任園長・校長研修で周知を行った。また、日本語指導コーディネーターを日本語学習教室設置校3校に14回、新たに依頼のあった学校62校に122回派遣し、児童生徒の実態把握や指導方法、個別の指導計画作成等に係る助言を行った。

さらに、日本語指導協力者が訪問し、100校224人の児童生徒に、延べ5,011回※の日本語指導を主とした基本的な学力補充を行った（図表16）。

【図表16】日本語指導協力者の訪問を受けた学校数と児童生徒数、訪問回数の推移

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
学校数	76校	76校	95校	88校	100校
児童生徒数	153人	156人	162人	194人	224人
訪問回数	4,068回	4,560回	4,520回	5,162.5回	5,011回

※ 小学校・特別支援学校（小学部）は、1.5時間を1回とし、中学校・中等教育学校（前期課程）・特別支援学校（中学部）は、2時間を1回としているため端数が生じる場合がある。

高等学校においては、日本語指導が必要な生徒が在籍する学校に、日本語指導協力者が訪問し、3校6人の生徒に、延べ173.5回の日本語指導を行った。

なお、日本語指導を必要とする生徒が多数在籍している広島みらい創生高等学校においては、専任の日本語指導コーディネーターが日本語指導協力者等との連絡調整、校内研修会の企画及び運営、個別の指導計画の作成、保護者や外部関係機関との連絡調整等を行った。

2 帰国・外国人児童生徒等の保護者や教職員への相談活動や助言

教育相談員が、依頼のあった幼稚園1園（1回）、小学校3校（4回）、中学校7校（13回）を訪問し、進路指導や生活指導について教員や保護者に対する相談活動を行った（図表17）。また、教育相談員訪問制度について校長会で周知するとともに、関係部局へ情報提供した。

令和7年度からは、日本語指導協力者の中で教育相談員としても活動できる者を2名（中国語、英語に対応できる人材各1名）確保できたことから、教育相談員4名による相談派遣を行った。

【図表17】教育相談員の訪問を受けた学校数と訪問回数の推移

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
訪問校数	3校	5校	1園4校	2園5校	1園10校
訪問回数	20回	22回	12回	18回	18回

第4 管理・執行状況に関する評価、課題及び対応方針

1 日本語指導体制の充実

(1) 評価

小・中学校においては、日本語指導コーディネーターが、日本語学習教室設置校や日本語指導が必要な児童生徒の転入があった学校、依頼のあった学校に、日本語能力測定結果の分析方法や、その分析を踏まえた個別の指導計画の作成について助言し、児童生徒の実態に応じたきめ細かな指導を行うことができた。また、指導開始後にも、日本語指導コーディネーターの継続的な学校訪問及び指導助言が受けられることを周知したことにより、日本語指導コーディネーターの学校への訪問回数が増え日本語指導の充実を図ることができた。

高等学校においては、通常教育課程又は教育課程外において、日本語指導協力者が訪問し、日本語指導を行うことができた。

また、広島みらい創生高等学校においては、「特別教育課程」を編成・実施し、生徒の日本語能力に応じた指導を行うことができた。

(2) 課題

小・中学校においては、各学校において、より一層のきめ細かな指導を行うために、引き続き日本語指導コーディネーターが継続的に学校を訪問し、個別の指導計画に沿った指導の充実とともに、初期指導対応の充実も図っていく必要がある。

高等学校においては、各学校で個々の生徒の日本語能力の実態を把握し、日本語指導協力者と連携した指導の充実を図っていく必要がある。

(3) 対応方針

小・中学校において、日本語指導を必要とする児童生徒が在籍する学校に、日本語指導コーディネーターの派遣依頼を促すため、校長会及び研修会で日本語指導コーディネーターの役割や活用方法について周知する。引き続き、日本語指導コーディネーターによる継続的な学校訪問及び指導助言を行うとともに、児童生徒の実態に応じて、日本語指導協力者を派遣することにより、各学校における指導の充実を図る。また、初期指導に係る教材の調査・研究を行う。

高等学校においては、引き続き、各学校で個々の生徒の実態を把握し、日本語指導が必要な生徒に対して、日本語指導協力者を派遣し、各学校における指導の充実を図る。

2 帰国・外国人児童生徒等の保護者や教職員への相談活動や助言

(1) 評価

教育相談員訪問制度について新任園長・校長研修や校長会等で周知したことにより、教育相談員が、教職員や保護者へ学習面や生活面、入試制度や手続等について相談活動を行うことができた。

また、教育相談員については、中国語と英語に対応できる人材を確保したことから、教育相談員を活用する学校が増えた。

(2) 課題

教育相談員については、進路指導や生活指導における活用について、学校への周知を今後も図る必要がある。また、幼稚園・学校からの依頼に対応できるよう、引き続き、より多くの言語に対応できるよう、人員を確保する必要がある。

(3) 対応方針

今後も教育相談員訪問制度の周知を校長会等で行うとともに、関係部局と連携して周知を図ることにより、各学校における教育相談員の活用を広げる。また、より多くの言語に対応することができるよう、引き続き、関係部局と連携し、教育相談員の人材確保に努める。

コ 学校施設の整備

第1 事務の目的・概要

1 施設環境の整備

学校施設は、児童生徒の学習・生活の場であるとともに、災害時の避難場所や地域のスポーツ活動の場等の役割を担っていることから、良好な教育環境の確保及び、安全・安心な施設環境の実現を図るための整備に取り組む。

また、児童生徒の大幅な増加が続き、将来的にも増加が見込まれる学校について、教育環境の改善を図るため、校舎の増築等、施設環境面の課題に対応した整備に取り組む。

2 施設の老朽化対策

学校施設は、劣化が目立ちはじめる建築後 30 年を経過した施設の延べ床面積が全体の 8 割を超え、建築後 40 年を経過した施設も過半数となるなど、老朽化が進行している中、良好な教育環境を維持するため、学校からの整備要望等により、外壁、屋上防水、グラウンド等の改修工事や、雨漏り、給排水管の破損等の修繕に取り組む。

とりわけ外壁の剥落は、人命に関わる極めて重大な事故となり得ることから、危険性をあらかじめ除去するため、予防保全として計画的な改修に取り組む。

また、中長期的な維持管理・更新等に係る財政負担の軽減・平準化を図りながら、学校施設に求められる機能や性能を確保していくことを目的に、令和 2 年度に策定した「広島市学校施設長寿命化計画」に基づき、リニューアル改修や大規模改修等に取り組む。

第2 令和 7 年度における課題等への対応方針

1 施設環境の整備

(1) 非構造部材の耐震化については、校舎及び屋内運動場の外部に面して設置されている鋼製窓枠の改修を、令和 3 年度から令和 7 年度までの 5 年間で計画的に 14 校実施することとしており、計画の最終年度として、令和 7 年度に予定している 5 校の工事を完了するように着実に取り組む。

(2) トイレの洋式化については、「令和 4 年度から令和 8 年度までに、全ての市立学校の校舎を対象に、洋式便器率を 95%以上とする」という目標達成のため、令和 7 年度に改修を予定している 53 校 1,223 個の工事を完了するよう着実に取り組む。

(3) 広島特別支援学校の校舎増築に伴う土地造成工事及び外構工事については、関係部局と調整し、令和 7 年度に工事が完了できるよう取り組む。

(4) 祇園小学校の校舎増改築については、関係部局と工事業者が行う定例会に参加し工程や進捗状況の把握等を行いながら、令和 9 年度の工事完了に向けて、円滑な事業の推進に取り組む。

(5) 学校における夏季の暑さ対策については、本格的な設備工事を行わなくても効果が期待できる空調機器等を小学校 8 校、中学校 8 校の特別教室又は屋内運動場に試行的に設置し、その効果検証に取り組む。

2 施設の老朽化対策

(1) 学校からの整備要望等に対して、必要性や緊急度を考慮して計画的な改修工事等に着実に取り組む。

また、外壁改修については、令和 7 年度に予定している 2 校の工事を完了するとともに、

法定点検の結果を踏まえ速やかに現地調査を行い、令和 8 年度以降に計画的に工事を実施できるよう改修内容や優先度の整理を行う。

- (2) 「広島市学校施設長寿命化計画」については、令和 7 年度に予定しているリニューアル改修の実施設計 2 校（校舎及び屋内運動場各 1 校）及び工事に伴う仮設校舎整備 1 校に着実に取り組む。また、大規模改修の工事 8 校、実施設計 9 校及び給排水管劣化調査 4 校や、空調設備改修の工事 7 校に着実に取り組む。

第 3 令和 7 年度における管理・執行状況

1 施設環境の整備

- (1) 非構造部材の耐震化については、予定した 5 校の工事を完了した。
- (2) トイレの洋式化については、予定した 53 校 1,244 個の改修を完了し、洋式化率は 92.5% となった（図表 18）。

【図表 18】学校施設の校舎のトイレ洋式化実績の推移

区 分	令和 3 年度		令和 4 年度		令和 5 年度		令和 6 年度		令和 7 年度	
	改修	洋式化率	改修	洋式化率	改修	洋式化率	改修	洋式化率	改修	洋式化率
洋式化	個 253	% 54.0	個 1,193	% 59.2	個 1,200	% 70.2	個 1,200	% 81.3	個 1,244	% 92.5

※ 洋式化率は、各年度末時点の数値で、洋式大便器数を分子とし、総大便器数を分母として算出している。
なお、分子及び分母の大便器数は、湯来西小閉校や増減築による変動があるため年度ごとに異なる。

- (3) 広島特別支援学校の校舎増築に伴う土地造成工事及び外構工事については、予定どおり工事を完了した。
- (4) 祇園小学校の校舎増改築については、入札不調が続く電気工事が未着手となったものの、関係部局及び工事業者と調整しながら、建築工事の施工を着実に進めるなど、事業を推進した。
- (5) 学校における夏季の暑さ対策については、本格的な設備工事を行わなくても効果が期待できる空調機器等を小学校 8 校、中学校 8 校の特別教室及び屋内運動場に試行的に設置し、効果の検証を行った。その結果等を踏まえ、小・中学校の特別教室（理科室及び家庭科室）にルームエアコンを設置すること、また、小学校、中学校及び高等学校の屋内運動場に空調設備等を整備するとともに、その整備が完了するまでの間の暫定的な措置として、スポットクーラーを設置することとした。

2 施設の老朽化対策

- (1) 学校からの整備要望等に対し、小学校 1,029 件、中学校 446 件、高等学校 159 件、広島特別支援学校 43 件、幼稚園 57 件の合計 1,734 件実施し、これに要した経費は総額 14 億 4,346 万 1 千円となった（図表 19）。また、外壁改修については、予定した 2 校の工事を完了するとともに、現地調査等を行い、令和 8 年度以降の改修内容や優先度について整理を行った。

【図表 19】学校からの要望等により実施した施設の維持管理に係る改修工事等の実績の推移

区分	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
件数	2,294 件	2,045 件	2,092 件	1,779 件	1,734 件
経費	13 億 1,142 万 4 千円	11 億 9,914 万 6 千円	15 億 3,263 万 4 千円	14 億 9,854 万 6 千円	14 億 4,346 万 1 千円

- (2) 「広島市学校施設長寿命化計画」については、予定していた工事等のうち、リニューアル改修の実施設計 2 校、大規模改修の工事 8 校、実施設計 8 校及び給排水管劣化調査 4 校並びに空調設備改修の工事 7 校を完了した。リニューアル改修工事に伴う仮設校舎の整備 1 校及び大規模改修の実施設計 1 校は、入札不調等により令和 7 年度に完了させることができなかった。

第 4 管理・執行状況に関する評価、課題及び令和 8 年度における対応方針

1 施設環境の整備

(1) 評価

- ア 非構造部材の耐震化については、計画していた全ての対象校の耐震化を完了し、安全な施設環境を確保することができた。
- イ トイレの洋式化については、予定どおりの改修を行い、児童生徒や学校施設利用者が安心して利用できるよう施設環境の改善を図る取組を進めることができた。
- ウ 広島特別支援学校の校舎増築に伴う土地造成工事及び外構工事については、関係部局と調整し、着実に工事を進め、工事を完了することができた。
- エ 祇園小学校の校舎増改築については、入札不調が続く電気工事が未着手となったものの、関係部局及び工事業者と調整しながら、建築工事の施工を着実に進めるなど、当初の予定である令和 9 年度の工事完了に影響を及ぼすことなく、事業を推進することができた。
- オ 学校における夏季の暑さ対策については、試行的な取組における検証結果等を踏まえ、令和 8 年度以降の対応方針を取りまとめることができた。

(2) 課題

- ア トイレの洋式化については、計画の最終年度（令和 8 年度）までに完了させるため、令和 8 年度の改修に着実に取り組む必要がある。
- イ 祇園小学校の校舎増改築については、令和 9 年度の工事完了に向けて、関係部局及び工事業者と調整しながら、円滑な事業の推進に取り組む必要がある。
- ウ 学校における夏季の暑さ対策については、暑さが年々厳しさを増す中、小・中学校の特別教室（理科室及び家庭科室）へのルームエアコンの設置並びに小学校、中学校及び高等学校の屋内運動場への空調設備等の整備などに計画的に取り組む必要がある。

(3) 対応方針

- ア トイレの洋式化については、令和 8 年度に予定している 8 校・18 園 291 個の改修を完了する。
- イ 祇園小学校の校舎増改築については、入札不調が続く電気工事への対応として、建築工事を施工中の工事業者に追加で電気工事を請け負わせる変更契約を締結するとともに、関係部局と工事業者が行う定例会に参加し工程や進捗状況の把握等を行いながら、令和 9 年度の工事完了に向けて円滑な事業の推進に取り組む。
- ウ 学校における夏季の暑さ対策として、小・中学校の特別教室（理科室及び家庭科室）については、学校照明の LED 化による省電力化に伴い、ルームエアコンの稼働に必要な電気容量を確保できるようになった学校から順次設置していくこととしており、令和 8 年度においては、小学校 44 校に設置する。また、小学校、中学校及び高等学校の屋内運動

場については、拠点的な指定緊急避難場所に指定されている屋内運動場を優先することを基本として、段階的に整備していくこととしており、令和 8 年度においては、全ての学校を対象とした基本設計を行い、全体的な事業計画や概算事業費の整理などを行うとともに、屋内運動場に空調設備等を整備するまでの間の児童生徒の熱中症対策の暫定的な措置として、全ての学校にスポットクーラーを設置する。

2 施設の老朽化対策

(1) 評価

ア 学校からの整備要望等に対して、屋上防水や教室床、グラウンドなどの工事や、雨漏りや給排水管の破損、空調設備等の修繕を実施し、必要性や緊急度を考慮した対応により良好な教育環境の維持を図ることができた。

また、外壁改修については、予定していた工事を完了させ、安全な施設環境を確保する取組を進めることができた。

イ 「広島市学校施設長寿命化計画」については、リニューアル改修 2 校、大規模改修 20 校、空調設備改修 7 校の工事、実施設計等に計画的に取り組むことができたが、リニューアル改修工事に伴う仮設校舎整備 1 校及び大規模改修の実施設計 1 校は、入札不調等により令和 7 年度に完了できなかった。

(2) 課題

ア 老朽化に起因する学校からの整備要望等が増加していく中、限られた予算で効率的・効果的な対策を行い、良好な教育環境を維持していく必要がある。

また、外壁改修については、令和 8 年度に予定している工事を完了させるとともに、令和 7 年度に実施した法定点検の結果に基づき、令和 9 年度以降も計画的に実施していく必要がある。

イ 「広島市学校施設長寿命化計画」については、計画に基づく改修に継続して着実に取り組む必要がある。

(3) 対応方針

ア 引き続き学校からの整備要望等に対して、必要性や緊急度を考慮して計画的な改修工事等に取り組む。

また、外壁改修については、令和 8 年度に予定している 3 校の実施設計及び 3 校の工事を完了するとともに、法定点検の結果を踏まえて整理した改修内容及び優先順位に基づき、令和 9 年度以降の計画的な改修に取り組む。

イ 「広島市学校施設長寿命化計画」については、令和 8 年度に予定しているリニューアル改修の工事 2 校及び工事に伴う仮設校舎整備 1 校、大規模改修の工事 12 校、実施設計 10 校及び給排水管劣化調査 6 校並びに空調設備改修の工事 20 校及び実施設計 15 校に取り組む。また、令和 7 年度に完了しなかった大規模改修の実施設計 1 校を早期に完了させる。

第1 事務の目的・概要

個別最適な学びと協働的な学びの実現に向け、タブレット端末等を効果的に活用した授業の充実を図るとともに、学校が ICT 活用を推進できる環境整備に取り組む。

第2 課題等への対応方針

1 タブレット端末等を効果的に活用した授業の充実

引き続き、研究校を指定し、情報活用能力育成に関する研究や、各教科で身に付ける資質・能力の育成に向けたタブレット端末等の ICT 機器や学習支援システム等を効果的に活用した先行的な研究を行い、成果を普及する。また、教職員 ICT 活用サイト等で閲覧できる資料や教材等の更なる充実を図るとともに、研修会を通してタブレット端末の積極的・効果的な活用を促進し、授業改善を図る。

2 情報教育環境整備

学校において ICT を快適かつ安心・安全に活用できるよう、各学校の児童生徒数等に応じて順次、通信環境の改善に向けた通信回線の高速化等を行うとともに、支援員やサービスデスクにより、ICT 機器の活用に係るトラブルに迅速に対応する。

また、グループウェア等の情報ネットワークシステムを活用した校務処理の効率化を推進する。

第3 令和7年度における管理・執行状況

1 タブレット端末等を効果的に活用した授業の充実

情報活用推進研究校3校指定し、タブレット端末等の ICT 機器や学習支援システム等を効果的に活用した授業を公開するとともに、教職員 ICT 活用サイト等を活用し、研究校の実践事例や国が作成した教材の掲載、メタバース空間でのオンラインサポートの整備など、授業支援に資するオンライン環境を充実させた。さらに、教員が安全に生成 AI を利用し、校務で活用できるよう、「生成 AI の校務利用ガイドライン」を作成し、周知した。

また、教育センターにおいて、情報教育担当者研修及び ICT を活用した授業づくり研修（初級・中級）を実施（延べ561人受講）した。

2 情報教育環境整備

各学校の児童生徒数等に応じて、通信経路をより適切化するための見直しなどを行ったほか、支援員やサービスデスクにより、ICT 機器の活用に係るトラブルへの迅速な対応に努めた。

また、新たな高等学校校務支援システムの利用を開始し、生徒の成績情報や出欠状況に加え、健康状態なども管理できるようにした。

第4 管理・執行状況に関する評価、課題及び対応方針

1 評価

(1) タブレット端末等を効果的に活用した授業の充実

全国学力・学習状況調査の学校質問調査の結果において、タブレット端末等の ICT 機器を授業でほぼ毎日活用したと回答した学校が昨年度より約21%増加した。また、タブレット端

末等の ICT 機器を児童生徒の特性・学習状況進度等に応じた指導で週 3 回以上活用したと回答した学校が、昨年度より約 12%増加した。

さらに、情報教育担当者研修及び ICT を活用した授業づくり研修（初級・中級）については、受講者アンケートにおいて、「研修の内容を今後活用したい」という設問に対する肯定的評価の割合はそれぞれ 97.1%、97.2%、100%であった。

(2) 情報教育環境整備

通信経路をより適切化するための見直しなどを行ったことにより、通信環境の改善を図ることができた。また、学校における働き方改革に関するアンケートでは、支援員やサービスデスクによる ICT 機器の活用に係るトラブルへの迅速な対応が役立ったと回答した割合は 94.8%であった。

さらに、新たな高等学校校務支援システムの利用を開始し、生徒の成績情報や出欠状況に加え、健康状態なども管理できるようにしたことにより、校務処理の更なる効率化を推進することができた。

2 課題

(1) タブレット端末等を効果的に活用した授業の充実

生成 AI の進化を始めとする急速な技術革新に伴い、次期学習指導要領においては情報活用能力の抜本的な向上が求められている。こうしたことから、必要な情報を的確に読み取り目的に合わせて活用する力や、課題解決の方向性を自ら見だし新たな価値を生み出す創造性を育成するため、ICT を効果的に活用し、科学的な理解に基づく探究的な学びの充実などに取り組む必要性がある。

(2) 情報教育環境整備

学校において ICT を快適かつ安心・安全に活用できるよう、引き続き、通信環境の改善を行うとともに、令和 3 年度に整備した義務教育課程の学校で活用するタブレット端末を計画的に更新するほか、屋外授業等でのタブレット端末活用に向けた通信環境の整備要望が増加していることへの対策を検討する必要がある。また、支援員やサービスデスクにより、ICT 機器の活用に係るトラブルに迅速に対応する必要がある。

さらに、グループウェア等の情報ネットワークシステムを活用した校務処理の効率化を推進する必要がある。

3 対応方針

(1) タブレット端末等を効果的に活用した授業の充実

引き続き、研究校を指定し、生成 AI を含む情報活用能力育成に関する研究や、各教科で身に付ける資質・能力の育成に向けたタブレット端末等の ICT 機器や学習支援システム等を効果的に活用した先行的な研究を行い、成果を普及する。また、教職員 ICT 活用サイト等で閲覧できる資料や教材等の更なる充実を図るとともに、研修会を通してタブレット端末の積極的・効果的な活用を促進し、授業改善を図る。

さらに、指定校に限らず児童生徒が生成 AI の仕組みや特徴を理解した上で適切に活用することができるよう、基本的な方針及び教育活動上の留意点を示した「学習場面における児童生徒の生成 AI 利用ガイドライン」を作成する。

(2) 情報教育環境整備

学校において ICT を快適かつ安心・安全に活用できるよう、通信環境の改善を行うとともに

に、令和 3 年度に整備した義務教育課程の学校で活用するタブレット端末を計画的に更新するほか、屋外授業等でのタブレット端末活用に向けた通信環境の整備要望に対して、経費や手段を考慮しながら、効果的な対策の実施に取り組む。また、支援員やサービスデスクにより、ICT 機器の活用に係るトラブルに迅速に対応する。

さらに、グループウェア等の情報ネットワークシステムを活用した校務処理の効率化を推進する。

第1 事務の目的・概要

令和3年9月に策定した「学校給食の充実に向けた給食提供体制の見直し方針」に基づき、全ての児童生徒に温かく栄養バランスのとれたおいしい給食を、将来にわたってより安全かつ持続的に提供できる体制の構築に向けて取り組む。

第2 令和7年度における課題等への対応方針

「広島市北部地区学校給食センター（仮称）等の整備」について、受配校の給食配送車の搬出入ルート等の調整や改修が必要となる学校の車両搬出入路の整備等を行った上で、施設完成（令和7年10月末予定）後に運営事業者や受配校等と連携して調理や配送等のリハーサルを実施するなど、令和8年1月の供用開始時から円滑に給食提供ができるよう取り組む。また、この給食センターを活用して食育に関する情報発信などに取り組むとともに、食育推進や食物アレルギー対応などに影響が出ないよう、同センターが対象とするエリアにおける栄養教諭の指導体制について、関係課等と協議・調整を行う。

さらに、「東部エリアにおける新たな学校給食センターの整備に向けた検討」については、おおむね令和13年度頃を目途に整備することを目指し、令和7年6月に設立された東部市場跡地活用検討協議会の動向等、東部市場移転に向けた検討スケジュールを注視するとともに、引き続き関係課等との協議・調整を行い、その他の建設候補地の選定などの検討を進める。

第3 令和7年度における管理・執行状況

1 広島市北部地区学校給食センター等の整備

広島市北部地区学校給食センター等の開設（令和8年1月）に向けて、同センターの受配校との連絡会議（7月、11月）を開催し、給食センター方式での給食実施や食育推進等に関する連絡・調整を行ったほか、夏休みや冬休みの期間中に受配校の車両搬出入路の整備などの施設修繕を行うとともに、令和7年10月末の施設完成後に運営事業者や受配校等と連携して調理や配送等のリハーサルを実施した。

令和8年1月の開設以降、受配校に勤務する栄養教諭を広島市北部地区学校給食センターとの兼務とし、エリア内の食育推進や食物アレルギー対応等を支援する体制を整備したほか、同センターに併設の広島市安佐北食育交流センターにおいて、関係課や近隣大学との連携の下、食育に関する資料等の展示をはじめ、食育の推進や市民の交流の促進に資する事業を実施した。

2 東部エリアにおける新たな学校給食センターの整備に向けた検討

新たな学校給食センターに求められる立地や面積などの条件を満たす東部市場（安芸区船越南五丁目1番1号）について、同市場の移転後の跡地に学校給食センターを整備することに対する地元の理解を得るため、令和8年2月に開催された東部市場跡地活用検討協議会の部会において、広島市北部地区学校給食センターのパンフレット等を配付し、施設見学の実施等について働き掛けた。

第4 管理・執行状況に関する評価、課題及び令和8年度における対応方針

1 評価

「広島市北部地区学校給食センター等の整備」については、「学校給食の充実に向けた給食提供体制の見直し方針」に基づき、令和8年1月に広島市北部地区学校給食センターを開設し、円滑に給食を提供するとともに、様々な課題を抱えていた選択制のデリバリー方式を解消することができた。

また、「東部エリアにおける新たな学校給食センターの整備に向けた検討」については、東部市場跡地活用検討協議会において、若者や住民からのアイデア募集が行われ、地元意見の整理が進められたほか、令和8年5月の実施に向けて、同協議会を広島市北部地区学校給食センター等の施設見学に招致することができた。

2 課題

令和8年1月に開設した広島市北部地区学校給食センターにおいては、同年4月現在で37校ある受配校について、今後、少子化による児童生徒数の減少に応じて順次拡大することとしており、令和9年度から倉掛小学校を新たに受配校とするための準備を進める必要がある。また、同センターの受配校における食育の維持・充実を図るとともに、同センター及び併設の安佐北食育交流センターにおいて食育に関する教室等を開催し、食育の更なる推進に取り組む必要がある。

令和13年度頃を目途に東部エリア内への整備を目指している新たな学校給食センターについて、関係課等と協議・調整を行い、東部市場跡地をはじめとする建設候補地の選定などの検討を進める必要がある。

3 対応方針

広島市北部地区学校給食センター等の運営については、引き続き、安全・安心な給食を円滑に提供するとともに、令和9年度から新たに受配校となる倉掛小学校の施設修繕や同センターの運営事業者等との配送ルートの調整などに取り組む。

あわせて、同センターの受配校において、食育担当者や栄養教諭による会議の開催などを通じて、食育に関する情報共有や連携強化を図るとともに、栄養教諭がサポート先の学校を訪問し、給食時間や授業等で食に関する指導を行うことで食育の維持・充実を図るほか、同センター及び併設の安佐北食育交流センターにおいて、当該運営事業者と連携して親子料理教室や食育教室を実施するなど、食育の更なる推進に取り組む。

また、東部エリアにおける新たな学校給食センターの整備に向けた検討については、引き続き東部市場跡地活用検討協議会に対し、将来にわたる学校給食センターの役割・意義等について理解が得られるよう説明を尽くすとともに、地元意見や東部市場移転に向けたスケジュールなどを踏まえ、建設候補地の選定を進める。

1 一人一人を大切に教育の実現に関する事務

(2) いじめ・不登校等対策と持続可能な学校教育体制の構築に向けた取組の推進に関すること

重

ア いじめ・不登校等対策の推進

第1 事務の目的・概要

いじめ、暴力行為などの問題行動や不登校の未然防止に向けた取組を強化するとともに、早期発見に努め、適切な対応の充実を図る。

特に、不登校対策については、児童生徒の多様な実態を踏まえ、将来の社会的自立を目指した支援の充実に向けた取組を推進する。

第2 令和7年度における課題等への対応方針

1 いじめや暴力行為、不登校の未然防止に向けた取組の充実

教職員の更なる資質向上と各学校における組織的な取組の推進を図るため、支持的風土の醸成された学級づくりのためのハンドブック（以下、この項目において「ハンドブック」という。）とハンドブック別冊「学校実践編」「学校実践編Ⅱ」「学校実践編Ⅲ」を、生徒指導主事や教育相談・支援主任を対象とする研修や各学校における校内研修等で活用する。また、各学校の好事例を収集し、ハンドブックの実践事例の中に加える。

MLB教育（児童生徒のレジリエンス（こころの回復力）を高め、困ったときにSOSを出すことができる力を育成する教育）について、引き続き、全小・中・高等学校で実施するとともに、高等学校で実施している指導案の改訂を行う。

保護者等に関係機関との連携も含めた学校におけるいじめ防止対策への理解を促進するための取組を引き続き進める。

2 いじめや暴力行為、不登校の早期発見・早期対応の充実

いじめや暴力行為、不登校の早期発見・早期対応に向けて、組織的な対応力を向上させるために、生徒指導主事、教育相談・支援主任及び不登校対策推進リーダーが密接に連携を図る。

教育相談の一層の充実に向けて、アンケートや教育相談によるいじめの積極的な認知等の視点で、ICTを活用したアンケートの工夫や教育相談の年間計画等、各校の実践事例を収集するとともに、収集した好事例を教育相談・支援主任を対象とする集中研修や各学校における校内研修等で共有する。また、組織的な教育相談体制の整備が進むよう、生徒指導主事と教育相談・支援主任を対象とする合同研修で、各学校の課題とその解決の手立てを考える機会を設ける。

3 専門人材を活用した生徒指導体制の充実

スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーについては、研修等による個々の力量向上と更なる配置拡充に努めるとともに、スクールソーシャルワーカーがチームで業務にあたる体制等の効果検証を行い、チームによる支援体制の充実・拡充を図ることで支援の充実を図る。

また、引き続き、必要に応じて生徒指導アドバイザーや生徒指導支援員の派遣を行うとともに、弁護士等による相談を実施する。

4 不登校等児童生徒の社会的自立を目指した支援の充実

各学校の「ふれあいひろば」が不登校等児童生徒の「居場所」、「学びの場」として充実するよう、所属する学級や学年の様子がわかる掲示や ICT の活用など環境の整備を進める。また、「ふれあい教室」において、ICT を効果的に活用した学習支援等を充実させるとともに、業務委託事業の効果検証を行い、引き続き、新たな「ふれあい教室」の設置に向けた検討を行う。

不登校等児童生徒の保護者の会「木の実の会」については、より多くの保護者が参加できるよう、開催場所、回数を更に拡充して実施する。

第3 令和7年度における管理・執行状況

いじめの認知件数、暴力行為の発生件数及び不登校児童生徒数の推移は次のとおりである。

【図表 20】いじめの認知件数の推移

※ 図表 20～22 の令和7年度の数値は速報値

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度※
小学校	2,895 件	2,922 件	2,833 件	3,279 件	3,802 件
中学校	840 件	978 件	1,067 件	1,261 件	1,509 件
高等学校	16 件	23 件	23 件	25 件	17 件
計	3,751 件	3,923 件	3,923 件	4,565 件	5,328 件

【図表 21】暴力行為の発生件数の推移

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度※
小学校	1,126 件	1,371 件	1,509 件	1,733 件	2,012 件
中学校	520 件	591 件	693 件	909 件	909 件
高等学校	6 件	7 件	6 件	14 件	16 件
計	1,652 件	1,969 件	2,208 件	2,656 件	2,937 件

【図表 22】不登校児童生徒数の推移

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度※
小学校	965 人	1,333 人	1,475 人	1,507 人	1,513 人
中学校	1,553 人	1,896 人	2,037 人	2,042 人	2,151 人
高等学校	237 人	260 人	345 人	307 人	289 人
計	2,755 人	3,489 人	3,857 人	3,856 人	3,953 人

1 いじめや暴力行為、不登校の未然防止に向けた取組の充実

各学校において、ハンドブックとハンドブック別冊「学校実践編」の活用をすすめるとともに、各学校の実態に応じて、道徳教育や協同学習、スキル教育等を実施した。また、地域と連携した取組や児童生徒が主体となった取組についての好事例を収集し、別冊「学校実践編Ⅳ」としてまとめた。

MLB 教育については、全小・中・高等学校で実施した。また、指導内容の充実のため、高等学校で実施している指導案の改訂を行った。

いじめ防止対策推進法の正しい理解等に向けた保護者等向けの啓発動画の URL 等を各校のホームページに掲載する等、活用を呼びかけた。

2 いじめや暴力行為、不登校の早期発見・早期対応の充実

生徒指導主事と教育相談・支援主任の合同研修を行い、各学校の課題や取組等について生徒

指導主事と教育相談・支援主任それぞれの立場で、意見交換を行う場を設定した。

また、児童生徒の悩みや困り感を早期に発見できるよう、タブレット端末の活用等、アンケートの実施方法を工夫したり、アンケートと教育相談を組み合わせるなど、各学校の好事例を、指導主事やいじめ対策推進教諭が学校訪問等を通じて収集・周知した。

さらに、小・中学校等の児童生徒のタブレット端末のホーム画面から、各相談窓口の連絡先等を掲載したホームページにつながるアイコンを追加した。

3 専門人材を活用した生徒指導体制の充実

全ての学校にスクールカウンセラーを配置し、児童生徒や保護者に対するカウンセリングや教職員に対する助言を行うとともに、スクールカウンセラーへの研修を年2回実施した（図表23）。

【図表23】スクールカウンセラーの活動時間数と相談件数の推移

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
活動時間	51,163 時間	50,631 時間	51,810 時間	51,871 時間	51,908 時間
相談件数	42,507 件	41,102 件	37,698 件	37,803 件	37,725 件

スクールソーシャルワーカーを各区の拠点校等に配置し、全ての学校からの派遣要請に対応する中で、支援体制の更なる充実を図る観点から、中区と安佐南区において、社会福祉職の職員、スクールソーシャルワーカー及び生徒指導アドバイザーで構成するチームで区内のケースに対応する取組を実施し、効果検証を行った。また、引き続き、教育委員会事務局にスクールソーシャルワーカースーパーバイザー1人を配置し、関係機関につなぐなど支援を行うとともに、スクールソーシャルワーカーへの研修を年8回実施した（図表24）。

【図表24】スクールソーシャルワーカー等の配置人数とケース数の推移

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
配置人数※	19 人	20 人	21 人	23 人	24 人
ケース数	797 件	811 件	942 件	1,037 件	1,128 件

※ スクールソーシャルワーカースーパーバイザー1人を含む。

生徒指導アドバイザーを各学校に派遣し、助言等を行うとともに、生徒指導支援員24人を12校に派遣し、学校が関係機関と連携する際の支援を行った。

学校だけでは解決が困難な事案について、弁護士等に相談し助言を得ることができるようにした（図表25）。

【図表25】弁護士等への相談件数の推移

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
相談件数	13 件	26 件	25 件	19 件	26 件

4 不登校等児童生徒の社会的自立を目指した支援の充実

「ふれあいひろば」において、児童生徒の人間関係づくりのためにボードゲームなどを行ったり、学習の見通しが持てるよう所属学級の時間割を室内に掲示したりした。また、録画され

た授業動画や授業のライブ配信を行ったり、校内の「ふれあいひろば」専用の畑を利用した農作業を行ったりした学校もあった。(図表 26)。

【図表 26】「ふれあいひろば」支援児童生徒数の推移

区 分	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
支援児童生徒数	1,997 人	2,061 人	2,257 人	2,341 人	2,225 人

民間委託して開室した「ふれあい教室・南」を加えた、計 6 箇所の「ふれあい教室」において、適切に運営を行った。また、「ふれあい教室」間において、定期的なオンラインによる児童生徒間の交流を実施するとともに、不登校支援研究校からの同時双方向型オンライン授業を視聴できるよう整備した(図表 27)。

【図表 27】「ふれあい教室」の通室児童生徒数の推移(小・中・高)

区 分	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
通室児童生徒数	192 人	211 人	284 人	236 人	254 人

不登校等児童生徒の保護者の会「木の実の会」を、中区地域福祉センターのみでの開催から、各「ふれあい教室」においても開催することとし、令和 6 年度年間 5 箇所 37 回の開催から 7 箇所 44 回に拡充し、延べ 115 人の参加があった。

フリースクール等の民間施設と教育委員会、学校との意見交換会を開催し、各学校に対し、各フリースクール等の活動内容や施設の一覧を送付した。

第 4 管理・執行状況に関する評価、課題及び令和 8 年度における対応方針

1 いじめや暴力行為、不登校の未然防止に向けた取組の充実

(1) 評価

いじめの認知件数については、令和 6 年度と比較して全体で 757 件(約 16.6%)増加している。内容としては、軽くぶつかる、たたかれるなどの軽微なものの増加が大きくなっている。これは、自分の思いを伝えることや他者の願いを聞く等、児童生徒がうまくコミュニケーションを図れないことによるトラブルが増加したことに加え、各学校において、アンケートや教育相談などにより児童生徒に対する見取りを進め、いじめの積極的な認知を行う等、いじめを見逃さない取組が一層進んだことなどが背景として考えられる。

暴力行為の発生件数については、令和 6 年度と比較して全体で 281 件(約 10.6%)増加した。これは、いじめの認知件数の増加と同様に、各学校において、些細な暴力行為も見逃さない取組が進んでいることなどが背景として考えられる。

不登校児童生徒数については、令和 6 年度と比較して全体で 80 人(約 3%)微増した。これは、児童生徒の休養の必要性を明示した「教育の機会確保法」の趣旨が浸透し保護者の意識が多様化していることや、フリースクール等の民間施設が増え、多様な「学びの場」「学びの形」が提供されるようになったことなどもあって、依然として高い水準で推移していると考えられる。

広島市いじめ問題対策連絡協議会において作成した、保護者等を対象としたいじめ防止対策推進法の正しい理解等を進める動画の活用を呼びかけ、ホームページに動画のリンクを

掲載する学校があった。

(2) 課題

依然として、いじめの認知件数、暴力行為の発生件数、不登校児童生徒数いずれも高い水準で推移していることから、いじめや暴力行為、不登校の未然防止に向けて、引き続き、各学校における支持的風土の醸成された学級づくりに向けた取組等の充実を図る必要がある。また、MLB 教育についても、引き続き、指導内容の充実を図る必要がある。

いじめや関係機関との連携についての保護者の捉え方に差があり、対応に苦慮する事案も散見されることから、保護者等に関係機関との連携も含めたいじめ防止対策推進法の理解を促進する必要がある。

(3) 対応方針

ハンドブックとハンドブック別冊「学校実践編」4冊の一層の活用を進め、教員の資質向上と学校の組織的な取組の推進を図る。

また、MLB 教育について、引き続き、全小・中・高等学校で実施し、児童生徒の実態に応じた指導内容の工夫事例を収集する。

保護者等に関係機関との連携も含めた学校におけるいじめ防止対策への理解を促進するための取組を引き続き進める。

2 いじめや暴力行為、不登校の早期発見・早期対応の充実

(1) 評価

生徒指導主事と教育相談・支援主任の合同研修を行い、それぞれの立場で各学校の課題や取組等について意見交換を行う場を設定したことにより、校内の組織的な連携を図ることができた。

児童生徒の日々の様子の観察やタブレット端末を活用した定期的なアンケート、個別の教育相談等を実施するとともに、保護者と連携して児童生徒の実態を詳細に把握できるよう対応したことにより、悩みや困り感を持つ児童生徒を早期に発見することができた。

また、発見した児童生徒の悩みや困り感等について、生徒指導主事、教育相談・支援主任及び不登校対策推進リーダー等が密接に連携し、把握した課題に早期に対応することができた。

(2) 課題

引き続き、「いじめ見逃しゼロ」を目指し、教職員のいじめに対する意識や感度を高めるとともに、不登校をはじめ、児童虐待やヤングケアラーなど、児童生徒の抱える課題が多様化している実態を踏まえ、個々の事案に対する学校の組織的な対応力の向上を図る必要がある。

教育相談において、児童生徒が相談しやすい環境づくりや教員の資質向上を更に推進するため、引き続き、教育相談の充実に向けた各学校の工夫を収集・周知する必要がある。

(3) 対応方針

いじめや暴力行為、不登校の早期発見・早期対応に向けて、組織的な対応力を向上させるために、生徒指導主事、教育相談・支援主任及び不登校対策推進リーダーが密接に連携を図る。

教育相談の一層の充実に向けて、アンケートや教育相談によるいじめの積極的な認知等の視点で、ICT を活用したアンケートの工夫や教育相談の年間計画等、各校の実践事例を収

集するとともに、収集した好事例を教育相談・支援主任を対象とする集中研修や各学校における校内研修等で共有する。また、組織的な教育相談体制の整備が進むよう、生徒指導主事と教育相談・支援主任を対象とする合同研修で、各学校の課題とその解決の手立てを考える機会を設ける。

3 専門人材を活用した生徒指導体制の充実

(1) 評価

スクールカウンセラーによる 37,000 件を超える相談対応により、児童生徒や保護者等の心の安定を図ることができた。

スクールソーシャルワーカーの派遣により、1,000 件を超えるケースの対象となっている児童生徒を取り巻く家庭や地域や環境に働きかけることができた。また、スクールソーシャルワーカーがチームで業務に当たる体制を設置（2つの区に先行設置）することで、チーム内で情報を共有し、対応に苦慮するケースや注意が必要なケースについて、すぐに協議ができ、効率的かつ適切な支援につなげることができた。

生徒指導アドバイザーを各学校に派遣するとともに、生徒指導支援員 24 人を 12 校に派遣することにより、学校への助言や学校が関係機関と連携する際の支援を行うことができた。

弁護士等への相談件数は 26 件であり、学校だけでは解決が困難な事案について弁護士等の助言により適切に対応することができた。

(2) 課題

学校に対する相談内容が多様化、複雑化しており、困難なケースへの対応が増加していることから、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの配置等の更なる充実を図る必要がある。

(3) 対応方針

スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーについては、研修等による個々の力量向上と更なる配置拡充に努め、スクールソーシャルワーカーについては、安佐北区と佐伯区に新たにチームを設置し、一層の支援体制の充実を図る。

また、引き続き、必要に応じて生徒指導アドバイザーや生徒指導支援員の派遣を行うとともに、弁護士等による相談を実施する。

4 不登校等児童生徒の社会的自立を目指した支援の充実

(1) 評価

全ての小・中学校、中等教育学校で「ふれあいひろば」を終日開室し、児童生徒の個々の実態に応じた利用ができるようにしたことにより、2,225 人の児童生徒が利用し、「居場所」、「学びの場」として充実を図ることができた。また、「ふれあい教室」については、民間委託により開設した「ふれあい教室・南」が南区周辺の不登校等児童生徒にとって新たな選択肢となり、6 箇所の「ふれあい教室」全体で 254 人の児童生徒が利用し、各自のペースでの自主学習や対人関係能力向上のためのグループ活動など、個々の児童生徒の実態に応じた支援を行うことにより、「オンラインで他の教室と交流ができてよかった」、「見通しを持って勉強ができるようになった」など、好ましい変化が見られた。

さらに、「ふれあいひろば」や「ふれあい教室」において、ICT を活用した学習支援等を進めることができた。

フリースクール等の民間施設の活動内容や施設の一覧を学校に情報提供し、各学校の児童生徒や保護者への支援につなげることができた。

(2) 課題

依然として不登校児童生徒数が高い水準で推移していることから、学校以外の「居場所」、「学びの場」の充実を図り、多様なニーズに応じた支援の充実を図る必要がある。また、引き続き、不登校等児童生徒の保護者が一人で悩みを抱えて孤立せず適切な情報や支援を得られるようにする必要がある。

(3) 対応方針

引き続き、各学校の「ふれあいひろば」が不登校等児童生徒の「居場所」、「学びの場」として充実するよう、所属する学級や学年の様子がわかる掲示や ICT の活用など環境の整備を進める。また、「ふれあい教室」において、不登校支援研究校から配信される同時双方向型オンライン授業の視聴等、ICT を効果的に活用した学習支援等を充実させるとともに、引き続き、新たな「ふれあい教室」の設置に向けた検討を行う。

不登校児童生徒の保護者が、「木の実の会」を含めた不登校支援の情報によりアクセスしやすくなるよう、QR コードを活用した広報の充実を図る。

なお、学校における最重要課題の一つであり、こどもの命にも関わる取組である「いじめ・不登校等対策の推進」を、引き続き令和 8 年度の重点取組項目とする。

第1 事務の目的・概要

地域住民や保護者等の学校運営への参画を一層促すとともに、各学校と地域が地域人材を活用し、地域の特性を生かした特色ある取組を実施することなどにより、将来のまちづくりの担い手であるこどもたちの健全育成を図る「地域とともにある学校づくり」と「学校を核とした地域の活性化」を推進する。

第2 令和7年度における課題等への対応方針

1 学校運営協議会の運営（コミュニティ・スクール）

学校運営協議会を着実に運営するとともに、地域と学校の連携・協働について理解を深めるため、全学校の教職員と学校運営協議会の委員を対象として、好事例等を紹介する研修を実施する。

2 学校教育活動地域連携推進事業の実施

各学校が地域人材等を学校教育活動に活用する取組をより充実していけるよう、校長会等で学校運営協議会での協議が地域人材の活用につながった事例や都市部で地域の特性を生かした取組を行った事例等を全学校に紹介する。また、より多様な人材を活用し本事業が充実するよう、新たに「スポーツ・文化芸術」を加えて選択できるテーマを4つに拡充する。

3 まちぐるみ「教育の絆」プロジェクトの実施（中学校）

コーディネーター及び学習支援者の人材確保に向けて、引き続き、学校運営協議会等の場で新たな候補者の検討を促すとともに、「大学生による学校支援活動」の紹介などを行う。それでもなお人材の確保が困難な場合には、地域の団体等に事業内容について説明し、協力を依頼する。

第3 令和7年度における管理・執行状況

1 学校運営協議会の運営（コミュニティ・スクール）

全ての市立小・中・高等学校、中等教育学校、特別支援学校に設置した学校運営協議会において、会議を年4回程度実施した。令和7年度は、例えば生徒が学校運営協議会に参画し、学習の中で自らが考案した地域の魅力を発信するための取組について提案した上で、地域の協力を依頼し、意見交流を行った事例もあった。また、それらの好事例について指導主事が視察し、運営の実態把握に努めた。

また、コミュニティ・スクールの理解を深め、よりよい運営になるよう、各学校の教職員と学校運営協議会の委員を対象に、地域と学校が連携・協働した取組の好事例を紹介した上で、各学校の実態に応じて協議を行う研修会を実施した。

2 学校教育活動地域連携推進事業の実施

全ての市立幼稚園、小・中学校、中等教育学校、特別支援学校において、それぞれの歴史的、地理的、人的資源等の地域特性や児童生徒等の発達段階を踏まえ、「地域の自然・歴史」、「伝統文化」、「キャリア教育」、「スポーツ・文化芸術」の4つのテーマから学校運営協議会等と協議しながら、地域の特性に応じたテーマを選択し、地域人材等を活用した取組を年に2回程度行った（図表28）。

地域人材等を活用した取組が充実するよう、本事業の実施に係る通知で校長会やコミュニティ・スクールに係る研修会において地域と学校が連携・協働した取組の好事例を紹介した。

【図表 28】 令和 7 年度校種別テーマ実施状況

	自然・歴史	伝統文化	キャリア教育	スポーツ・文化	計
幼稚園	6 回	16 回	0 回	3 回	25 回
小学校	189 回	104 回	47 回	6 回	346 回
中学校	21 回	13 回	42 回	1 回	77 回
中等教育学校	0 回	0 回	1 回	0 回	1 回
特別支援学校	0 回	0 回	0 回	3 回	3 回
計	216 回	133 回	90 回	13 回	452 回

3 まちぐるみ「教育の絆」プロジェクトの実施（中学校）

4 月の事業説明会において、新たに担当者となるコーディネーターや教頭に対して、事業の進め方等を説明するとともに、学習支援者の確保に向けて、地域による教育支援活動の内容及び PTA や地域住民、大学生を学習支援者として活用している事例を紹介した。また、各校の取組について情報交換の場を設けた。

さらに、人材確保に困っている学校があれば指導第二課に相談するよう校長会で連絡し、相談があった学校については、学校運営協議会等の場で新たな候補者の検討を促すとともに、「大学生による学校支援活動」の紹介などを行った。

第 4 管理・執行状況に関する評価、課題及び令和 8 年度における対応方針

1 学校運営協議会の運営（コミュニティ・スクール）

(1) 評価

全ての小・中・高等学校、中等教育学校、特別支援学校において、学校運営協議会を着実に運営することができた。また、コミュニティ・スクールに係る研修会を実施し、地域と学校が連携・協働した取組の好事例や働き方に関する資料を教職員や学校運営協議会の委員に広く周知した。その結果、研修会後のアンケートでは令和 6 年度よりも肯定的な評価の割合が増加した（図表 29）。

【図表 29】 令和 7 年度コミュニティ・スクール（学校運営協議会）に係る研修会アンケート結果

質問項目	肯定的回答の割合
地域と学校の連携・協働により、学校の教育活動の充実につながると感じた	98% (98%)
地域と学校の連携・協働を進めることが、学校における働き方改革につながると感じた	85% (83%)
地域の特性を生かした取組を充実していきたいと感じた	98% (98%)
学校運営協議会で熟議する議題（テーマ）について、新しい視点を持つことができた	94% (93%)
地域全体でこどもを育てていくために、学校、家庭、地域で、育てたいこども像などの目標を共有することが大切だと感じた	100% (99%)

※ 小数点第 1 位を四捨五入した数値

※ ()内は、令和 6 年度の数値

(2) 課題

研修会後のアンケートにおいて、「地域と学校の連携・協働を進めることが、学校における働き方改革につながると感じた」という質問に対して、約 15%が否定的な回答をしているため、地域と学校の連携・協働について理解を深める必要がある。

(3) 対応方針

引き続き、学校運営協議会を着実に運営するとともに、地域と学校の連携・協働について理解を深め、取組の充実を図るため、学校運営協議会に造詣の深い方を講師として招へいし、全学校の教職員と学校運営協議会の委員を対象として、より良い学校運営協議会の在り方等についての研修を実施する。

2 学校教育活動地域連携推進事業の実施

(1) 評価

学校運営協議会の委員等を通じて地域の自然・歴史や伝統文化等の専門家を講師に招き、地域特性を踏まえた取組や教員だけでは指導することが難しい内容の取組を実現させることができた。また、好事例については特色のある取組を中心に新たなテーマでの取組を加えて事例の数を増やして紹介することができた。

(2) 課題

地域人材の確保が難しい学校や、都市部など地域の特性を見出しにくい学校においても地域人材等を活用した取組が進むよう具体的な好事例を紹介する必要がある。

(3) 対応方針

各学校が地域人材等を学校教育活動に活用する取組をより充実していけるよう、校長会や学校運営協議会等で地域の特性を生かした取組を行ったテーマ別の事例等を紹介するとともに、より多様な人材を活用し本事業が充実するよう、総合的な学習の時間等で地域人材を活用した具体的な場面を紹介する。

3 まちぐるみ「教育の絆」プロジェクトの実施（中学校）

(1) 評価

コーディネーターの確保に困っている学校に対して、学校運営協議会等の場で新たな候補者の検討を促したり、「大学生による学校支援活動」の紹介を行ったりすることで、地域団体等への依頼までは要さず、必要な人材を確保することができた。

(2) 課題

コーディネーターの高齢化に伴い人材確保が難しくなっている。学校と連携を図りながら事業に関する企画・運営を行うとともに、学校と家庭・地域の連絡・調整役を担うことができる新たな人材確保と学習支援者の継続的な確保に向けた取組が必要である。

(3) 対応方針

コーディネーター及び学習支援者の人材確保に向けて、引き続き、学校運営協議会等の場で新たな候補者の検討を促すとともに、「大学生による学校支援活動」の紹介などを行う。それでもなお人材の確保が困難な場合には、地域の団体等に事業内容について説明し、協力を依頼する。

なお、学校と地域住民等が連携・協働しながら将来のまちづくりの担い手となるこどもたちの育成を図る取組である「地域とともにある学校づくりの推進」を、引き続き令和 8 年度の重点取組項目とする。

第1 事務の目的・概要

国においては、令和5年度から7年度を部活動改革に関する「改革推進期間」として位置付け、まずは休日の部活動の地域移行に向けた取組を進めることとしてきたが、その後、令和8年度から13年度までの6年間で新たに「改革実行期間」と位置付け、部活動の地域展開等の全国的な実施を推進することとした。こうした国の動きを受け、本市においても休日の部活動の地域展開を目指すことで、こどもたちが将来にわたってスポーツや文化活動に継続して親しむことができる機会を確保し、教員の働き方改革の推進にもつながるよう取り組む。

第2 令和7年度における課題等への対応方針

指導者の確保及び受け皿となる団体の整備に努め、休日の部活動の地域移行モデル事業を全ての中学校において少なくとも一つのクラブで実施する。

また、学区体育協会やスポーツ少年団に活動を委託するモデルについては、地域のスポーツ団体等から推薦のあった指導者等を広島市が学校のクラブに派遣する方式に改めることで事務負担を軽減し、受け皿の拡大を図るとともに、複数校が合同で実施する活動に指導者等を派遣する取組も実施する。

第3 令和7年度における管理・執行状況

大学、民間企業、競技団体等と連携し、新たな受け皿の掘り起こしを行った結果、休日の部活動の地域展開モデル事業を、部活動指導員等活用モデルについては、21校23クラブから48校57クラブに増やすことができた。また、令和5年度・6年度に2校2クラブで実施していた地域のスポーツ団体に指導を委託するモデル事業を、令和7年度からは地域のスポーツ団体等から推薦を受けた指導者を学校のクラブに派遣する指導者派遣モデルに見直し、5校5クラブで実施した。

また、初めて中学生の指導に関わる指導者が自信を持って指導に携われるよう、部活動指導の在り方や生徒理解に基づく指導方法等に関する研修会を実施するとともに、広島県と共催で、トップス広島と連携し指導者研修会を2回実施した。なお、これらの研修会には、地域で部活動の指導に携わりたいという思いを持っている方の参加も可能とした。

第4 管理・執行状況に関する評価、課題及び令和8年度における対応方針

1 評価

休日の部活動の地域展開モデル事業を全ての中学校において実施することはできなかったが、実施校数や実施クラブ数を大きく拡大することができた。また、研修を充実したことにより、モデル事業を実施したどの学校でも、概ね大きな課題もなく活動が実施できており、教員の負担軽減にもつながった。

2 課題

学校に派遣できる人員が十分ではないなどの状況があることから、更なる指導者の確保に向けて、引き続き、大学、民間企業、競技団体等と連携し、新たな受け皿の掘り起こしを行うとともに、指導者の養成や資質向上に取り組む必要がある。

学校部活動の地域連携や地域クラブ活動への展開を進めるうえで、指導者派遣の在り方や教師の兼職兼業等を含め、国の方針を踏まえた本市の部活動の地域展開に係る実施方針等を検討していく必要がある。

3 対応方針

学校・地域の実情や、本市における各競技の活動状況等を踏まえながら、休日の部活動の地域展開モデル事業の実施校数や実施クラブ数を着実に広げていく。

本事業をより多くの部活動に拡大していくために、引き続き、休日の指導者確保に向けて、指導者等の募集ポスターやリーフレットを作成し、大学、民間企業、競技団体など、より多くの関係団体への働きかけや広報に努めるとともに、電子申請システムを活用し、幅広く人材を確保していく。

休日の指導者の確保に加えて、初めて中学生の指導に関わる指導者が自信を持って指導に携われるよう、引き続き資質能力の向上に向けた研修内容を充実させる。

今後の本市における部活動の地域展開について、関係部局や競技団体、大学、学校関係者等と連携を図りながら、生徒や保護者など幅広い方々の意見も参考にし、本市の実情に応じた実施方針等の検討を深めていく。

第1 事務の目的・概要

通学時等に発生する犯罪や事故から子どもを守るため、保護者や地域の方々等の協力を得ながら、子どもを地域全体で守っていく態勢づくりを推進するとともに、関係機関等と連携を図りながら、こどもの安全対策を推進する。

第2 令和7年度における課題等への対応方針

1 「こども安全の日」事業の推進

地域の安全は地域で守るという自主的・持続的な防犯活動が着実に実施できるよう、引き続き、毎月22日の「こども安全の日」を中心に、学校・家庭・地域において、それぞれの実態に応じた様々な取組を実施する。

2 児童生徒等への意識啓発

全幼稚園・学校での防犯教室及び交通安全教室等の取組の実施、小学校での通学路の危険箇所を明示した安全意識啓発マップの作成及び防犯ブザー等の所持の必要性や適切な使用方法を指導する機会を通して、児童生徒等の危険予測・危機回避能力の向上を図る。

3 地域ぐるみの見守り・巡回活動等の推進

年間を通じて相当数の不審者事案が発生している実態を踏まえ、地域学校安全指導員による幼稚園や小学校への巡回訪問を定期的に実施するとともに、教職員及び地域の見守り活動者に対し、元警察官としての豊富な経験や知識に基づいた助言・指導を行う。

また、本市の小学生が下校中に尊い命を奪われた事件から20年が経過することを契機とし、これまで協力を依頼していなかった企業や学生等に対しても幅広く活動への協力を働きかけ新たな担い手の確保により積極的に取り組むとともに、通学時の安全等に関する地域や企業等と連携した学校の取組状況を把握し、その成果や課題を学校等へ発信するなど、地域全体で子どもを守る機運の醸成を図る。

さらに、区役所に青色回転灯を装備した車両、小学校等に「みんなで守ろうこどもの安全」(ステッカー)を掲出した原動機付自転車を配備し、見守り・巡回活動を効果的に実施するとともに、引き続き、原動機付自転車や電動アシスト付き自転車の計画的な更新に努める。

4 通学路の安全対策

道路管理者及び警察等の関係機関と連携して、順次、安全対策を実施するとともに、児童への安全指導を繰り返し行うほか、通学路の安全対策が一層進むよう、学校運営協議会を積極的に活用して協議を行うことにより、通学路の安全確保を図る。

第3 令和7年度における管理・執行状況

1 「こども安全の日」事業の推進

毎月22日の「こども安全の日」を中心に、学校では集団登下校や防犯教室、不審者対応避難訓練等を、家庭・地域では登下校時の見守り活動等を実施した。その中でも、11月は、全小学校で、安全について考える朝会や見守り活動でお世話になっている地域の方々へ感謝の気持ちを表す「見守り感謝の会」等、学校・地域の実態に応じた取組を実施した。

2 児童生徒等への意識啓発

全ての幼稚園・学校において防犯教室及び交通安全教室等の取組を実施するとともに、小学校では、135校において安全意識啓発マップを作成した。また、小学校の新入学児童（約9千人）に防犯ブザーを支給し、機会を捉え、防犯ブザーの点検や使用方法の指導を行うとともに、保護者への周知を行った。

3 地域ぐるみの見守り・巡回活動等の推進

地域学校安全指導員による幼稚園や小学校への巡回訪問を月2回程度（延べ3,802回）実施し、教職員や見守り活動者に対し、学校安全体制に関する助言・指導を行うとともに、不審者事案発生時には、学校・家庭・地域及び関係機関等で不審者情報を共有して注意喚起を行った。

また、事件から20年が経過することを契機とし、企業が協力できる見守り活動を紹介して活動への参画を促すホームページを作成し、商工会議所や商工会に会員への周知を依頼したほか、既に一部の高校生や大学生が部活動やサークル活動を通して見守り活動を実施していることを踏まえ、他の高校や大学にも見守り活動への参画について協力を働きかけるなどして、見守り活動の新たな担い手の確保に取り組んだ。

加えて、校長会を通じて、教育委員会が把握した通学時の安全等に関する地域や企業等と連携した学校の取組やその成果等について発信するとともに、学校に対し、学校運営協議会等を通じてこどもの見守り体制の協力を求めることや、引き続き、11月22日を中心に見守り活動者の方への感謝の会を開催するようあらためて依頼した。

さらに、区役所に配備している青色回転灯車両（各1台）、小学校等に配備している「みんなで守ろうこどもの安全」（ステッカー）を掲出した原動機付自転車（計56台）を活用して、事務連絡等の業務を兼ねて地域のパトロールを実施した。加えて、経年劣化による故障が頻発している原動機付自転車を更新するため、学校のニーズを踏まえて電動アシスト付き自転車12台を購入した。

4 通学路の安全対策

令和3年度に国が示した観点により抽出した危険箇所（223箇所）及び令和2年度以前の対策未完了箇所（26箇所）については、踏切の拡幅や都市計画道路の建設に伴う長期的な対応を要する箇所（10箇所）を除き、全て対策は完了した。なお、長期的な対応を要する箇所（10箇所）においては、児童への安全指導を行うとともに、道路管理者及び警察等の関係機関と連携し、暫定的な安全対策（路側帯のカラー舗装、「学童注意」の路面標示等）を実施した。

また、令和5年度は28箇所（15校）、令和6年度は1箇所（1校）、令和7年度は新たに2箇所（2校）の合同点検を実施し、このうち27箇所については年度内に対策が完了した（未了は4箇所）。

加えて、各校で開催される学校運営協議会において、通学時の安全確保に関する協議又は情報共有を実施し、通学路の安全確保に努めた。

第4 管理・執行状況に関する評価、課題及び令和8年度における対応方針

1 「こども安全の日」事業の推進

(1) 評価

毎月22日の「こども安全の日」を中心に、学校・家庭・地域において、こどもの安全について考え行動する様々な取組を計画的に実施することにより、児童の自己防衛意識の高

場を図るとともに、地域全体で子どもを守る市民意識の醸成を図ることができた。

(2) 課題

毎月 22 日の「子ども安全の日」を中心に、引き続き、学校・家庭・地域がそれぞれの役割に応じて互いに連携し、地域全体で子どもを守る取組を着実に推進していく必要がある。

(3) 対応方針

地域の安全は地域で守るという自主的・持続的な防犯活動が着実に実施できるよう、引き続き、毎月 22 日の「子ども安全の日」を中心に、学校・家庭・地域において、それぞれの実態に応じた様々な取組を実施する。

2 児童生徒等への意識啓発

(1) 評価

防犯教室及び交通安全教室等の取組は、学校安全計画に基づいて、全ての幼稚園・学校において計画どおり実施することができた。安全意識啓発マップについては、ほぼ全ての小学校で作成しており、その他の小学校においても下校指導等の機会を活用して安全指導を行うなどの活動を実施した。また、防犯ブザーについても、新入学児童全員に支給し、機会を捉えて、防犯ブザーの点検や使用方法の指導を行うことができた。

(2) 課題

児童生徒の危機予測・危機回避能力向上のため、継続的に意識啓発等の取組を実施する。

(3) 対応方針

引き続き、全幼稚園・学校での防犯教室及び交通安全教室等の取組の実施、小学校での通学路の危険箇所を明示した安全意識啓発マップの作成及び防犯ブザー等の所持の必要性や適切な使用方法を指導する機会を通して、児童生徒等の危険予測・危機回避能力の向上を図る。

3 地域ぐるみの見守り・巡回活動等の推進

(1) 評価

地域学校安全指導員が、教職員や見守り活動者に対し、元警察官としての豊富な経験や知識に基づいた助言・指導を行うとともに、不審者事案発生時には、学校・家庭・地域及び警察等の関係機関と情報を共有して注意喚起を図るなど、学校安全体制に係る取組を実施することができた。

また、企業が協力できる見守り活動を紹介して活動への参画を促すホームページを作成し、商工会議所や商工会に会員への周知を依頼したり、高校や大学にも見守り活動への参画について協力を働きかけるなどして、見守り活動の新たな担い手の確保に取り組むことで、登下校の子どもを見守る 10 万人の態勢を概ね維持することができた（図表 30）。

【図表 30】見守り活動者数（概数）の推移

区 分		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
見守り 活 動 10万人 構 想	組織的な見守り活動者数	36,000 人	34,000 人	33,000 人	27,000 人	26,000 人
	日常生活に組み込まれた見守り活動者数	63,000 人	64,000 人	65,000 人	68,000 人	71,000 人
	計	99,000 人	98,000 人	98,000 人	95,000 人	97,000 人

さらに、区役所に配備している青色回転灯を装備した車両や小学校等に配備している「みんなで守ろうこどもの安全」(ステッカー)を掲出した原動機付自転車を効率的に運行し、見守り・巡回活動を効果的に実施するとともに、経年劣化による故障が頻発していた一部の原動機付自転車を更新することができた。

(2) 課題

学校等を通じて把握した不審者事案の発生件数は248件であり、引き続き、こどもが犯罪に巻き込まれることのないよう、地域、地元の企業や学生の取組の把握や、協力いただいている方々の活動の様子を積極的に広報することなどを通じて、見守りの担い手確保に努めるとともに、登下校におけるこどもの安全確保に対する保護者・地域の理解を深めながら、概ね10万人の見守り態勢を維持していく必要がある。加えて、学校の教室内で教員によるわいせつ事案が発生したことを受け、校内の日常적인見守りを徹底しながら、児童生徒等が安全・安心な学校生活を送ることができるよう努める必要がある。

さらに、導入から19年が経過した原動機付自転車については、学校のニーズを踏まえつつ、計画的に必要な台数を更新していく必要がある。

(3) 対応方針

年間を通じて相当数の不審者事案が発生している実態を踏まえ、引き続き、地域学校安全指導員による幼稚園や小学校への巡回訪問を定期的に実施するとともに、教職員及び地域の見守り活動者に対し、元警察官としての豊富な経験や知識に基づいた助言・指導を行う。

また、学校安全ガードボランティアなどの担い手確保に向けた広報や大学や企業等への協力の働きかけなどにも積極的に取り組み、地域全体でこどもを守る機運の醸成を図る。加えて、児童生徒等が安全・安心な学校生活を送ることができるよう、教職員に対する研修内容の見直しや教職員による定期的な校内点検を行うとともに、地域学校安全指導員による巡回訪問の中でも盗撮カメラを探知できる機器などを活用した校内点検を実施する。

さらに、区役所に青色回転灯を装備した車両、小学校等に「みんなで守ろうこどもの安全」(ステッカー)を掲出した原動機付自転車や電動アシスト付き自転車を配備し、見守り・巡回活動を効果的に実施するとともに、引き続き、学校のニーズを踏まえた原動機付自転車や電動アシスト付き自転車の計画的な更新に努める。

4 通学路の安全対策

(1) 評価

合同点検等により安全対策が必要な箇所について、道路管理者及び警察等の関係機関と連携して、横断歩道の新設や路面標示の設置等を実施することにより、通学路の安全対策を推進することができた。

また、各小学校における学校運営協議会において、通学時の安全確保に関する協議又は情報共有を実施し、通学路の安全確保に努めることができた。

(2) 課題

踏切の拡幅や都市計画道路の建設に伴う長期的な対応を要する箇所など、早期の対応が困難な箇所については、引き続き、道路管理者及び警察等の関係機関と連携し、暫定的な安全対策を検討するなど、中長期的な観点から安全対策に取り組む必要がある。

(3) 対応方針

引き続き、道路管理者及び警察等の関係機関と連携して、順次、安全対策を実施すると

ともに、児童への安全指導を繰り返し行うほか、通学路の安全対策が一層進むよう、学校運営協議会を積極的に活用して協議を行うことにより、通学路の安全確保を図る。

第1 事務の目的・概要

学校においてこれまで教職員が担ってきた役割の見直しと業務の効率化を図り、メリハリのある働き方を進めることで教職員の心身の健康を保持し、児童生徒に向き合う時間を十分に確保することにより、児童生徒に対する総合的な指導を持続的に行うことのできる学校教育体制を構築する。

令和5年7月に、令和9年度までを計画期間とした「第2期 広島市の学校における働き方改革推進プラン」（以下、この項目において「第2期プラン」という。）を策定し、「長時間勤務の解消」及び「休暇取得の促進」の観点から設定した3つの達成目標を掲げて、取組を進めている（図表31）。

【図表31】 第2期プランに掲げる達成目標

区分	指標	目標値
目標1	年間月平均の勤務時間外の在校等時間が45時間以下の教職員の割合	100%
目標2	連続した3か月平均で勤務時間外の在校等時間が80時間以下の教職員の割合	100%
目標3	年次有給休暇の平均取得日数	16日以上

第2 令和7年度における課題等への対応方針

第2期プランに掲げる目標の達成に向けて、「こどもたちにより良い教育を提供する」という教育の質の向上を目指すことに軸足を置き、学校と教育委員会、その他全ての関係者が一体となって、22の取組項目（図表32）に係るPDCAサイクルの下、必要な見直しを行いながら、プランの着実な推進を図る。

「長時間勤務の解消」については、教頭・主幹教諭等が担う業務に係る負担の軽減を図るため、これまでのアンケート調査に加え、実際に現場を確認するなどし、より詳細な実態把握を行うとともに、スクールサポートスタッフの有効活用や校務分掌等の業務分担の見直し等に取り組む。また、「休暇取得の促進」については、園長・校長等に対して計画的な休暇取得の重要性に関する啓発等を行うとともに、休業期間中の学校閉庁日の拡大実施など、休暇を取得しやすい環境整備に取り組む。

さらに、令和7年度から小学校、中学校の各2校をモデル校に指定し、各校の課題解決に係る取組や、小学校においては教科担任制の推進、中学校においては部活動の負担軽減に係る取組を実施し、その成果を全幼稚園・全学校に普及させる。

【図表 32】第 2 期プランに掲げる 3 つの視点、9 の分類及び 22 の取組項目

視点	分類	取組項目
学校における業務改善	学校や教員が担うべき業務範囲の適正化	重点 ① 授業準備などにおけるスクールサポートスタッフの活用
		重点 ② スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの活用
		重点 ③ スクールロイヤーの活用
		④ 就職指導に係る外部人材の活用
		⑤ 学校行事等の見直し
		重点 ⑥ 学校事務職員の役割の明確化・学校運営への参画強化
	教育委員会等から学校に求める業務の縮減	重点 ⑦ 調査・報告等の負担軽減
		⑧ 研修・会議・説明会等の適正化
	業務改善に資する環境整備	重点 ⑨ ICT 環境の整備・活用の推進
		⑩ 教育委員会の体制等の見直し
過密期間・日程の緩和	勤務時間管理の徹底	⑪ 定時退校日の実施
	授業・部活動の負担軽減	⑫ 日課の見直し
		重点 ⑬ 小学校高学年における教科担任制の推進
		重点 ⑭ 部活動の負担軽減
	休暇取得の促進	⑮ 学校閉庁日の実施
		⑯ 計画的取得の推進
働き方に係る教職員等の意識改革	学校経営との連携	⑰ 学校評価等における働き方改革関連目標の達成に向けた取組の推進
		重点 ⑱ 人事評価における働き方改革関連目標の達成に向けた取組の推進
		重点 ⑲ メンタルヘルス対策の充実
	研修の充実	⑳ 働き方改革に係る管理職マネジメント研修の充実
		㉑ 経験年数等に応じた働き方改革に係る研修の充実
	保護者・地域と連携した学校運営	重点 ㉒ 保護者・地域等と協働した働き方改革の推進

第 3 令和 7 年度における管理・執行状況

第 2 期プランに掲げた 22 の取組項目については、PDCA サイクルに基づく計画の下、スクールサポートスタッフの活用（配置人数：335 人）、中学校及び高等学校部活動指導員の配置（配置人数：延べ 338 人）、中学校の休日における部活動の地域移行に向けたモデル事業（実施クラブ数：48 校 57 クラブ）、スクールロイヤーの活用（利用回数：31 回）などの取組を進めるとともに、夏季休業期間中の学校一斉閉庁（3 日間）を実施し（実施した学校：100%、拡大実施した学校：87.8%）、冬季休業期間中においても学校一斉閉庁（2 日間）を実施した（実施した学校：100%、拡大実施した学校：48.3%）。

モデル校においては、ICT の活用による校務の効率化や日課等の見直しによる執務時間の確保に加え、小学校においては教科担任制の推進、中学校においては部活動の負担軽減に係る取組を実施した。また、報告書をまとめ、校長会等で報告するとともに、本市ホームページに掲載し、学校関係者や市民に対して普及・啓発を図った。

さらに、学校アンケート調査（対象となる幼稚園・学校数：幼稚園 19、小学校 140、中学校

63、高等学校 7、中等教育学校 1、特別支援学校 1、計 231) を行い、第 2 期プランの実施状況の把握や効果検証を行った。加えて、教頭・主幹教諭等が担う業務に係る負担の軽減を図るため、実際に現場を確認するなどし、より詳細な実態把握を行った。

なお、第 2 期プランの達成目標に対する実績は次のとおりであった（図表 33）。

【図表 33】第 2 期プランの達成目標の実績の推移

区分	指標（目標値）	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
目標 1	年間月平均の勤務時間外の在校等時間が 45 時間以下の教職員の割合（100%）	74.1%	76.9%	78.7%
目標 2	連続した 3 か月平均で勤務時間外の在校等時間が 80 時間以下の教職員の割合（100%）	96.1%	96.3%	97.0%
目標 3	年次有給休暇の平均取得日数（16 日以上）	16.4 日	15.2 日	15.0 日

第 4 管理・執行状況に関する評価、課題及び令和 8 年度における対応方針

1 評価

目標 1「年間月平均の勤務時間外の在校等時間が 45 時間以下の教職員の割合」については、令和 6 年度より数値が改善しており、校種別では、中学校、高等学校及び中等教育学校の割合が低く、職位別では、教頭・主幹教諭等の割合が低くなっている。

目標 2「連続した 3 か月平均で勤務時間外の在校等時間が 80 時間以下の教職員の割合」については、令和 6 年度より数値が改善しており、校種別では、中学校、高等学校及び中等教育学校の割合が低く、職位別では、教頭・主幹教諭等の割合が低くなっている。

目標 3「年次有給休暇の平均取得日数」については、令和 6 年度より数値が低くなっており、校種別では、幼稚園の取得日数が低く、職位別では、園長・校長、教頭の取得日数が低くなっている（図表 34）。

【図表 34】令和 7 年度の達成目標の校種別、職位別の実績

○年間月平均の勤務時間外の在校等時間が 45 時間以下の教職員の割合

校種	幼稚園	小学校	中学校	高等学校	中等教育学校	特別支援学校
	93.3%	82.5%	71.5%	71.9%	71.2%	78.7%
職位等	園長・校長	教頭	主幹教諭等	教諭等	事務職員等	
	56.8%	21.8%	40.0%	76.6%	98.1%	

○連続した 3 か月平均で勤務時間外の在校等時間が 80 時間以下の教職員の割合

校種	幼稚園	小学校	中学校	高等学校	中等教育学校	特別支援学校
	100%	98.9%	93.8%	92.9%	90.0%	97.5%
職位等	園長・校長	教頭	主幹教諭等	教諭等	事務職員等	
	96.5%	78.4%	89.7%	97.0%	99.9%	

○年次有給休暇の平均取得日数

校種	幼稚園	小学校	中学校	高等学校	中等教育学校（前期）	特別支援学校
	10.1 日	15.6 日	13.6 日	14.2 日	11.8 日	14.0 日
職位等	園長・校長、教頭		主幹教諭、教諭等		事務職員等	
	7.8 日		15.4 日		16.4 日	

2 課題

目標 1 の数値が低かった中学校、高等学校及び中等教育学校では、その要因として「部活動等の課外活動」等を挙げ、また、目標 1 及び目標 2 の数値が低かった教頭・主幹教諭等は、その要因として「各種報告書の作成」や「各種関係団体との連携」等を挙げている。

目標 3 の数値が低かった園長・校長、教頭は、その理由として「職責上、取得しづらい」等を挙げている。

達成できなかったいずれの目標についても、その要因等を踏まえながら、引き続きモデル校での先導的な取組や保護者・地域等と協働した取組などを実施していく必要がある。

3 対応方針

第 2 期プランに掲げる目標の達成に向けて、「こどもたちにより良い教育を提供する」という教育の質の向上を目指すことに軸足を置き、学校と教育委員会、その他全ての関係者が一体となって、22 の取組項目に係る PDCA サイクルの下、必要な見直しを行いながら、プランの着実な推進を図る。

「長時間勤務の解消」については、教頭・主幹教諭等が担う業務に係る負担の軽減を図るため、これまでのアンケート調査に加え、実際に現場を確認し、より詳細な実態把握を引き続き行い、スクールサポートスタッフの有効活用や校務分掌等の業務分担の見直し等に取り組む。また、「休暇取得の促進」については、引き続き園長・校長等に対して計画的な休暇取得の重要性に関する啓発等を行うとともに、休業期間中の学校閉庁日の拡大実施など、休暇を取得しやすい環境整備に取り組む。

さらに、小学校、中学校の各 2 校を引き続きモデル校に指定し、各校の課題解決に係る取組や、小学校においては教科担任制の推進、中学校においては部活動の負担軽減に係る取組を実施し、その成果を全幼稚園・全学校に普及させる。

なお、次期プランの策定に向けて、教職員を対象としたアンケート調査を実施し、教職員の勤務状況や課題等について実態把握を行う。

「こどもたちにより良い教育を提供する」という教育の質の向上を目指すための取組である「学校における働き方改革の推進」を、引き続き令和 8 年度の重点取組項目とする。

2 全ての子どもが健やかに育つための環境づくりに関する事務

(1) 社会的支援の必要性が高い子どもへの支援に関すること

ア 就学援助

第1 事務の目的・概要

就学援助制度は、教育の機会均等の精神に基づき、経済的理由によって就学に支障を来さないよう、小学校及び中学校の児童生徒の保護者に対し、学用品費等の必要な援助を行うことにより、全ての児童生徒が義務教育を円滑に受けられるようにするものである。

第2 令和7年度における課題等への対応方針

学校と連携しながら、お知らせやホームページ等により、制度の周知・広報に努めるとともに、他都市の状況や国の動向を踏まえながら、支給費目の拡充等支援の充実について検討する。

また、令和7年10月から生活扶助基準の特例加算額の引上げが予定されており、これを踏まえて、就学援助制度の認定基準の見直しについて検討する。

第3 令和7年度における管理・執行状況

就学援助を必要とする児童生徒の保護者が漏れなく制度を利用できるよう、学校を通じて在籍者全員へお知らせ及び申請書を配布するとともに、本市ホームページへの掲載等により広く制度の周知を図った。さらに、令和7年度には、こども未来局が実施している公式SNS「ひとり親家庭等暮らし応援便」を活用したプッシュ配信を行い、制度の一層の周知に努めた。

また、令和7年10月に生活保護基準の特例加算額が引き上げられたことを踏まえ、令和8年度申請分から、見直し後の生活保護基準を算定式に用いた審査を行っている。

【図表 35】 就学援助の認定者数等の推移

区 分		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
認定者数	市 立 (認定率) ^{※1}	22,873 人 (24.5%)	20,833 人 (22.6%)	19,674 人 (21.6%)	18,454 人 (20.7%)	17,577 人 (20.1%)
	国・県・私立	377 人	357 人	361 人	314 人	311 人
	計	23,250 人	21,190 人	20,035 人	18,768 人	17,888 人
経過措置対象者数 ^{※2}		—	828 人	699 人	481 人	—
支給額	市 立	18 億 2,907 万円	17 億 5,334 万円	16 億 8,025 万円	16 億 4,595 万円	15 億 1,311 万円
	国・県・私立	1,507 万円	1,649 万円	1,625 万円	1,512 万円	1,562 万円
	計	18 億 4,414 万円	17 億 6,983 万円 (経過措置対象者含む)	16 億 9,650 万円 (経過措置対象者含む)	16 億 6,107 万円 (経過措置対象者含む)	15 億 2,873 万円

※1 認定率は、市立小中学校における全児童生徒数に対する認定者数の率を示したものである。

なお、国が公表している全国の公立小中学校における認定率の推移は、令和3年度が14.2%令和4年度が13.9%、令和5年度が13.7%、令和6年度が13.4%となっている。

※2 令和4年度からの見直し後の認定基準の適用により、令和3年度に就学援助を受けていた世帯が就学援助を受けられなくなることがあった場合には、3年間の経過措置として、見直し前の認定基準により認定を行い、就学援助費を段階的に減額して支給した。

第4 管理・執行状況に関する評価、課題及び令和8年度における対応方針

1 評価

学校と連携したお知らせ等の配布や、本市ホームページへの掲載に加え、就学援助を必要とする児童生徒の保護者が漏れなく制度を利用できるよう、新たに制度の概要を簡潔にまとめたリーフレットの作成・配布や情報発信ツールを活用した制度の周知に取り組むなど、よりきめ細やかな対応に努めることができた。

なお、本市における就学援助の認定率は、全国の動きと同様に近年減少してきているものの、令和7年度は20.1%となっており、全国の認定率と比べ高い水準で推移している。

2 課題

経済的理由により就学が困難と認められる児童生徒の保護者に対し、漏れなく支援が行き届くよう、引き続き丁寧な制度の周知・広報に取り組む必要がある。

また、教育環境の変化等に的確に対応し、必要な支援を行えるよう、引き続き国の動向等を踏まえながら、支給費目の拡充等支援の充実について検討する必要がある。

3 対応方針

今後も学校と連携しながら、制度の周知に努めるとともに、他都市の状況や国の動向を踏まえながら、支給費目の拡充等支援の充実について検討する。

また、令和8年4月から生活扶助基準の期末一時扶助の引上げが実施されており、これを踏まえて、就学援助制度の認定基準の見直しを行う予定である。

Ⅲ 学識経験者の意見

1 概要

令和8年7月6日（月）、次の教育に関し学識経験を有する者から、点検・評価の方法や内容等について意見を聴取した。

（学識経験者）

- ・ 滝沢 潤 広島大学大学院 人間社会科学研究科 教授
- ・ 福田 敦志 広島大学大学院 人間社会科学研究科 准教授

2 意見の内容

聴取した意見については各項目に反映させたもののほか、次のものがあつた。

（1）総括的な意見

- ・ 政令指定都市が有する広範な教育行政権限に基づき、総合的、体系的、効果的な教育行政の推進に努めていると評価できる。また、地方教育行政が取り組むべき基盤的事務（学力向上、体力向上の推進、地域とともにある学校づくりの推進）や重要課題（いじめ・不登校等対策の推進、学校における働き方改革の推進）に加え、平和記念都市・広島市にふさわしい取組として平和教育の推進を重点取組項目に位置付けており、世界平和を希求する広島市の教育行政にふさわしい事務が執行されている。
- ・ これまでの学識経験者からの指摘を踏まえた事務等の改善が継続的に行われており、広島市教育行政の使命と責任を果たそうとする姿勢が明確に示されている。
- ・ 広島市の事業成果を評価する際は、多くの場合、全国平均との比較が用いられているが、人口規模や社会経済的背景、行政権限等を考えると、政令指定都市の平均も加えて比較する方がより適切である場合が多いと考えられるため、データ上の制約もあると思われるが、可能な範囲で改善が図られることを望む。
- ・ 事業評価のエビデンスとして、各事業の対象者や参加者（児童生徒等）を対象としたWEBアンケートの積極的な活用を望む。実施に当たっては、事業の対象者等の属性や満足度などを共通項目に、事業毎の調査項目を加えた「事業評価WEBアンケートフォーマット（仮称）」を作成し調査を行うことで、効率的かつ効果的な事業評価資料の作成や教育行政事務の改善・説明に活用することができる。
- ・ 事業の点検評価をさらに充実させるためには、アウトプット（結果、例：研修の実施回数）のみならず、アウトカム（成果、例：参加者の満足度等）に基づく説明、評価が求められる。各事業において適切な成果指標と目標値を設定し、点検評価、改善等に積極的に活用することを期待する。

（2）取組項目に関する意見

【幼児教育の推進】

- ・ 市立幼稚園の統廃合については、重点取組項目である「地域とともにある学校づくりの推進」と関連づけ、幼児期から児童生徒期までを見通した学校園の取組が積極的に行われることを期待する。

- ・ 「市立幼稚園のあり方検討」では、拠点園の機能強化が推進されていることが評価できる一方、公立園・所（幼稚園、保育所、こども園）が有する人財育成や先進的な保育への取組等の機能は重要であり、私立との連携による広島市全体の幼児教育・保育の充実を期待する。今後も、拠点園の研究機能等の充実を期待する。
- ・ 幼児教育・保育の充実については、広島市における少子化・人口減少傾向への対応として、他の行政部局との連携協働等、政令指定都市としての総合的な行政権限を活かした積極的な取組を期待する。

【学力向上の推進】

- ・ 「全国学力・学習状況調査における正答率 30%未満の児童生徒の割合」は、広島市教育行政の重要事務・課題（学力向上・学力保障）の取組を評価するうえで重要な評価指標（成果指標）と考えられる。全国平均と比較して低い傾向にあり、学力向上に困難とされる社会的環境（就学援助の受給等）にある児童生徒が多い傾向にある大都市の取組の成果として評価する。
- ・ 改善の見られた学校において効果のあった取組が小中学校で共有され、公開研究会や実践発表会等において紹介したり、成果をまとめた資料を提供したりすることにより、年間を通して複数回周知・普及されたことは評価する。取組の効果が維持向上されることを期待する。
- ・ 学力低位層に対する広島市教育行政の継続的な取組が成果を上げつつあることは高く評価する。今後は、学力中間層及び上位層の学力向上も期待される一方で、学力低位層に対する小中連携の下でのきめ細かな取組についても、継続、充実されることを求める。
- ・ 学力調査の対象教科に加え、他教科における問題解決学習が有する児童生徒の主体性を伸長させる効果との相乗効果を意識した取組の推進も期待する。
- ・ 「英語教育の充実」については、効果検証に対する課題も明確に示されており、今後の改善に向けた取組に期待する。
- ・ 成長や発達上の困難・課題を抱えやすく、特別な支援を必要とする児童生徒に対しては、乳幼児期から青年期までの一貫した行政分野横断的な施策を展開するとともに、適切な評価指標・基準を設定した上で、評価、改善を行うことが望まれる。幼稚園から高校、大学までを設置・管理する広島市の教育行政は、継続的かつ広域的な対応が可能であり、こうした課題に対して先導的な役割を果たすことを期待する。その際、転学、（編）入学時から継続して、日本語能力や教科学力等に関する児童生徒一人一人の状況を把握し、ICT を積極的に活用した効果的な指導、支援を行うシステムの構築が強く望まれる。

【体力向上の推進】

- ・ 体力向上に向けた取組の資料や動画をオンライン学習支援システムに掲載し、全ての学校が常時閲覧できるようにするなどにより、課題である「全身持久力」について、中学校「持久走」では、令和7年度は令和6年度に比べて男子、女子ともに速くなり、男子は全国平均値を上回ったことは、高く評価する。
- ・ 数値等によるエビデンスをもとにした記述がなされ、説得力ある記述となっている。

【平和教育の推進】

- ・ 広島市がこれまで取り組んできた平和教育の理念・方針、工夫が重ねられてきた実践や指導法、蓄積されてきた教材や資料、教育課程経営・行政のノウハウなどについて、他の自治体、各国における平和教育の充実発展に活用されるような取組を期待する。他自治体

の学校とのオンラインによる交流授業やインターネットを通じた教材（コンテンツ）の公開や修学旅行などを通じて広島市の平和学習に取り組む児童生徒や教職員に対する研修機会の創出などを期待する。

- ・ これまでの取組の意義や効果を高めるためにも、様々な関連事業の成果・効果（児童生徒の平和への理解の広がり、深まりや意識変容等）を評価するための指標や基準の開発、設定、点検評価や改善での活用を期待する。また、「平和に関する意識実態調査」についての分析、考察が行われることを期待する。
- ・ 「こどもピースサミット」や「伝える HIROSHIMA プロジェクト」に参加したこどもたちの経験をそれぞれの学校へ還元する取組を記載するなど、意識の高いこどもたちだけの取組で終わらないことが望まれる。

【キャリア教育の推進】

- ・ 参加者、参加校等が年々増加しており、積極的な取組として評価する。
- ・ 各事業の成果や継続的な学習成果を把握するために、児童生徒の職業観や勤労観の深化、変容など重要項目に関する成果指標や基準の設定による事業の点検評価、改善が図られることを期待する。

【高等学校の特色化・魅力化の推進】

- ・ 「ハイスクールビジョン推進プログラム」に基づき、重点支援校を中心とした特色化、魅力化が進められており、市高校教育の充実をめざした取組として評価する。「広島市ハイスクールビジョン」の改定は、これらの取組や成果を踏まえた充実した内容となるよう期待する。

【中山間地・島しょ部の小・中学校における特色ある教育の推進】

- ・ 「独自教科の実施」では、（小規模）学校と地域との連携協働において学校運営協議会との協働や協議会を活かした生徒の学習の充実深化が図られた優れた取組として評価する。今後の充実、発展を期待する。
- ・ 「多様な考え方、価値観の交流」では、小規模校の課題を克服し、小規模校以外への ICT 活用を促進するとともに、一貫教育校の教育の充実を図り、当該校の魅力を通学区外の児童生徒にアピールするためにも、ICT を積極的に活用したさらなる展開、充実を望む。

【帰国・外国人児童生徒等に係る教育の支援】

- ・ 日本語指導の充実に努められていることは高く評価する。一方、日本語指導が必要な児童生徒の教科学力の把握と向上が求められていることから、関係団体の協力を得ながら、広島市がこの分野における先導的な役割を担うことを期待する。その際には、ICT を活用した複数学校をつないだ母語による指導や AI の翻訳機能を活用した支援、指導を行い、その効果を検証しながら、効果的な母語による指導の充実が図られることを望む。こうした取組は、外国人児童生徒等の集住する他都市と積極的な連携し、支援の充実を図ることを期待する。

【学校施設の整備】

- ・ トイレの様式化率や改修工事等の実績等は着実に進展しており、評価する。一方、外壁の剥落などは人命に関わる事故につながることから、緊急度の確認、優先順位づけ等を行いつつ、予算確保と迅速な執行を期待する。
- ・ 小・中学校の特別教室（理科室及び家庭科室）へのルームエアコンの設置や小学校、中学校及び高等学校の屋内運動場の空調設備等、スポットクーラーの設置など、児童生徒の

教育環境の整備として喫緊かつ重要な事業である暑さ対策に、柔軟かつ積極的に取り組んでいることは高く評価する。

【ICTを活用した教育の推進】

- ・ 情報教育の環境整備は、今後の教育行政の重要な使命であり、これに積極的に取り組み、着実な充実が見られる。今後も十分な ICT 環境を迅速に整備し、積極的に活用できる取組を充実させ、他の自治体をリードする先進都市となることを期待する。
- ・ 「タブレット端末等を効果的に活用した授業の充実」では、受講者アンケートが実施され、今後の活用希望に関する成果指標を用いた評価がなされており、評価できる。他の事業においてもこのようなアンケート結果等のエビデンスに基づいた評価の充実を期待する。アンケートで肯定的評価の割合が非常に高い、充実した研修が行われており、今後の一層の授業改善を期待する。
- ・ 生成 AI の活用について、ガイドラインが作成され、周知されていることは、生成 AI への対応として評価する。

【学校給食の充実】

- ・ 食育推進の体制整備や大学との連携協働による食育推進が図られており、給食センターの整備に留まらない食育推進の取組として高く評価する。

【いじめ・不登校等対策の推進】

- ・ ハンドブックの活用や研修、連携体制の強化等いじめや暴力行為、不登校の未然防止、早期発見・早期対応に向けた取組の充実が図られていることは評価する。
- ・ 「ふれあいひろば」や「ふれあい教室」において授業動画や授業のライブ配信が行われ、オンラインによる交流ができる環境が整備されていることは、児童生徒の多様なニーズに対応する柔軟な環境整備として高く評価でき、ICTを活用した支援のさらなる充実を期待する。また、「ふれあいひろば」専用の畑を利用した農作業も新たな体験的な学習として今後の充実を期待する。
- ・ ICT の積極活用による多様かつ柔軟な対応に加え、学びの多様化学校の設置や児童生徒の主体性を重視した教育課程特例校の設置、さらにはそれらの学校での取組や成果の他校への普及などによって、児童生徒一人ひとりに合った普通教育機会の確保・保障が期待できることから、「ふれあい教室」において、不登校支援研究校から配信される同時双方向型オンライン授業の視聴等、ICT を効果的に活用した学習支援等を充実させることが今後の方針として示されていることに期待する。

【地域とともにある学校づくりの推進】

- ・ 学校運営協議会が、全ての児童生徒、保護者、地域住民に開かれた協議会、地域協働活動となるような取組を期待する。
- ・ コミュニティ・スクールに関わる研修会アンケート調査については、成果指標が適切に設定されており、その結果も肯定的回答の割合が非常に高く、取組、事業の水準の高さを示すものとして高く評価する。

【休日の部活動の地域展開】

- ・ 「休日の部活動の地域移行（中学校）」において、3つのモデル事業を行い、その成果や課題を検証しようとする取組は、各中学校の置かれた状況に合わせた柔軟な地域移行が可能になると考えられ評価する。また、モデル事業それぞれの成果と課題の検証を行う上で

適切な評価指標と基準の開発が望まれる。

【こどもの安全対策の推進】

- ・ 全市を挙げた充実した取組が普及、定着しており、評価する。引き続き学校教育の前提となる子どもの安全確保に取り組んでほしい。
- ・ 組織的な見守り活動者数が近年大きく減少しており、見守り活動の新たな担い手の確保に引き続き努められることを望む。

【学校における働き方改革の推進】

- ・ 明確な達成目標の設定と適切な分類（校種、職位等）とエビデンスに基づく評価がなされている。
- ・ 目標達成のために様々な取組が行われていることは評価できるが、教頭、主幹教諭等の達成度の低さが目立つことから、さらなる早急な対応を望む。

【就学援助】

- ・ 家庭の経済状況に関わらず安心して教育を受ける機会を保障する上で、最も重要な事業であり、家庭の経済状況が児童生徒の学習に大きな影響を及ぼさないよう、確実な事業の実施を求める。
- ・ 援助を必要とする保護者への周知方法の改善が見られ評価する。

(参考) 1 教育委員会の活動状況

(1) 教育委員会議の開催状況

広島市教育委員会の会議（教育委員会議）は、毎月1回の定例会のほか、必要がある場合には臨時会を開催し、教育委員会の決裁を要する案件（議案）について審議を行うとともに、重要事項について事務局から報告等を受けている。

令和7年度の教育委員会議の開催状況は、次のとおりである。（図表36）

【図表36】教育委員会議の開催状況

回	開催日	出席委員数	傍聴者数	議 題
1	令和7年 4月22日	人 5	人 1	1 博物館に相当する施設の指定の取消しについて（議案第20号） 2 広島市におけるいじめ防止対策等の主な取組について（報告） 3 訴訟について（報告） 4 教職員の人事について（議案第21号）
2	5月20日	3	1	1 令和8年度使用広島市立小・中学校特別支援学級及び特別支援学校（小・中学部）における学校教育法附則第9条第1項の規定による教科用図書の採択基本方針について（議案第22号）
3	6月27日	5	1	1 広島市立学校児童生徒数等（令和7年5月1日現在）について（報告） 2 市長が作成する議会の議案に対する意見の申出について (1) 財産の取得議案（代決報告第12号） (2) 令和7年度6月補正予算議案（代決報告第13号） (3) 令和7年度6月補正予算追加提出分議案（代決報告第14号） 3 訴訟について（報告） 4 教職員の人事について（議案第23号）
4	7月11日	5	0	1 訴訟について（報告）
5	8月25日	5	7	1 広島市教育委員会事務決裁規則の一部改正について（議案第24号） 2 令和8年度広島市立幼稚園の募集定員について（報告） 3 広島市幼保連携型認定こども園に関する教育委員会の意見を聴くべき事務を定める規則の制定に対する意見の申出について（議案第25号） 4 令和8年度使用広島市立小・中学校特別支援学級及び特別支援学校における学校教育法附則第9条第1項の規定による教科用図書の採択について（議案第26号） 5 令和8年度使用広島市立高等学校・中等教育学校（後期課程）用教科用図書採択について（議案第27号）

回	開催日	出席委員数	傍聴者数	議 題
				6 令和8年度広島市立高等学校の入学定員について（報告） 7 令和7年度広島市教育委員会事務点検・評価報告書について（議案第28号） 8 教職員の人事について（代決報告第15号） 9 幼保連携型認定こども園の設置及び教育・保育の方針等に対する意見の申出について（議案第29号）
6	9月26日	5	0	1 教職員の人事について (1) 教職員の人事について（議案第30号） (2) 教職員の人事について（議案第31号） (3) 教職員の人事について（議案第32号） 2 市長が作成する議会の議案に対する意見の申出について (1) 広島市学校給食センター条例の一部改正議案（代決報告第16号） (2) 広島市安佐北食育交流センター条例施行規則の制定議案（代決報告第17号） (3) 変更契約の締結議案（代決報告第18号） (4) 変更契約の締結議案（代決報告第19号） (5) 変更契約の締結議案（代決報告第20号） 3 広島市教育委員会規則の一部改正について (1) 広島市学校給食センター条例施行規則の一部改正について（議案第33号） (2) 広島市教育委員会職員安全衛生管理規則の一部改正について（議案第34号） 4 市長の権限に属する事務の一部の委任について（議案第35号） 5 湯来地域における小中一貫教育校の開校に向けた取組状況について（報告）
7	10月21日	5	0	1 教職員の人事について（議案第36号）
8	10月24日	5	1	1 令和7年度全国学力・学習状況調査の結果について（報告）
9	11月11日	5	2	1 令和6年度不登校・暴力行為・いじめの状況について（報告） 2 広島市教育委員会規則の一部改正等について (1) 広島市安佐北食育交流センター条例施行規則の制定について（議案第37号） (2) 広島市教育委員会行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部改正について（議案第38号） (3) 広島市教育委員会事務局事務分掌規則の一

回	開催日	出席委員数	傍聴者数	議 題
				部改正について（議案第 39 号） 3 教職員の人事について（議案第 40 号）
10	12 月 19 日	5	1	1 広島市立東区図書館の命名権取得者及び呼称の決定について（報告） 2 広島市立安芸区図書館の命名権取得者及び呼称の決定について（報告） 3 市長が作成する議会の議案に対する意見の申出について (1) 広島市立義務教育諸学校等の教育職員の給与等の特別措置に関する条例等の一部改正議案（代決報告第 21 号） (2) 令和 7 年度 1 2 月補正予算議案（代決報告第 22 号） 4 訴訟について（報告）
11	令和 8 年 1 月 9 日	5	1	1 広島市こども文化科学館の展示リニューアルに係る基本設計について（報告） 2 博物館の登録について (1) 博物館の登録について（議案第 1 号） (2) 博物館の登録について（議案第 2 号） (3) 博物館の登録について（議案第 3 号） 3 教職員の人事について（議案第 4 号）
12	2 月 5 日	5	0	1 市長が作成する議会の議案に対する意見の申出について (1) 公の施設の指定管理者の指定に係る議案（代決報告第 1 号） (2) 令和 7 年度 2 月補正予算議案（代決報告第 2 号） (3) 令和 8 年度当初予算議案（代決報告第 3 号） 2 教職員の人事について (1) 教職員の人事について（議案第 5 号） (2) 教職員の人事について（議案第 6 号）
13	2 月 26 日	4	0	1 教職員の人事について (1) 教職員の人事について（議案第 7 号） (2) 教職員の人事について（議案第 8 号） (3) 教職員の人事について（議案第 9 号）
14	3 月 19 日	4	0	1 教職員の人事について (1) 教職員の人事について（議案第 10 号） (2) 教職員の人事について（議案第 11 号） 2 事務局職員等の人事について（議案第 12 号）
15	3 月 30 日	5	2	1 令和 8 年度広島市立学校教職員人事異動の概要について（報告） 2 令和 7 年度「広島市児童生徒の体力・運動能力、運動習慣等調査」の結果について（報告） 3 広島工業高等学校の学科改編について（報告） 4 広島市教育委員会規則の一部改正等について

回	開催日	出席委員数	傍聴者数	議 題
				(1) 広島市教育委員会事務局事務分掌規則の一部改正について（議案第 13 号） (2) 広島市教育委員会行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の全部改正について（議案第 14 号） (3) 広島市教育委員会聴聞実施細則の一部改正について（議案第 15 号） (4) 広島市学校運営協議会の設置等に関する規則の一部改正について（議案第 16 号） 5 広島市学校運営協議会の設置及び廃止について（議案第 17 号） 6 広島市指定重要文化財の指定について (1) 広島市指定重要文化財の指定について（議案第 18 号） (2) 広島市指定重要文化財の指定について（議案第 19 号）
開催回数 15 回		計（延べ） 71 人	計（延べ） 17 人	議案：40 件、代決報告：14 件、報告：17 件、 審議事項 合計 71 件

（注）「代決報告」…… 緊急やむを得ないものとして教育長が行った代決案件についての報告。

（2）その他の主な活動

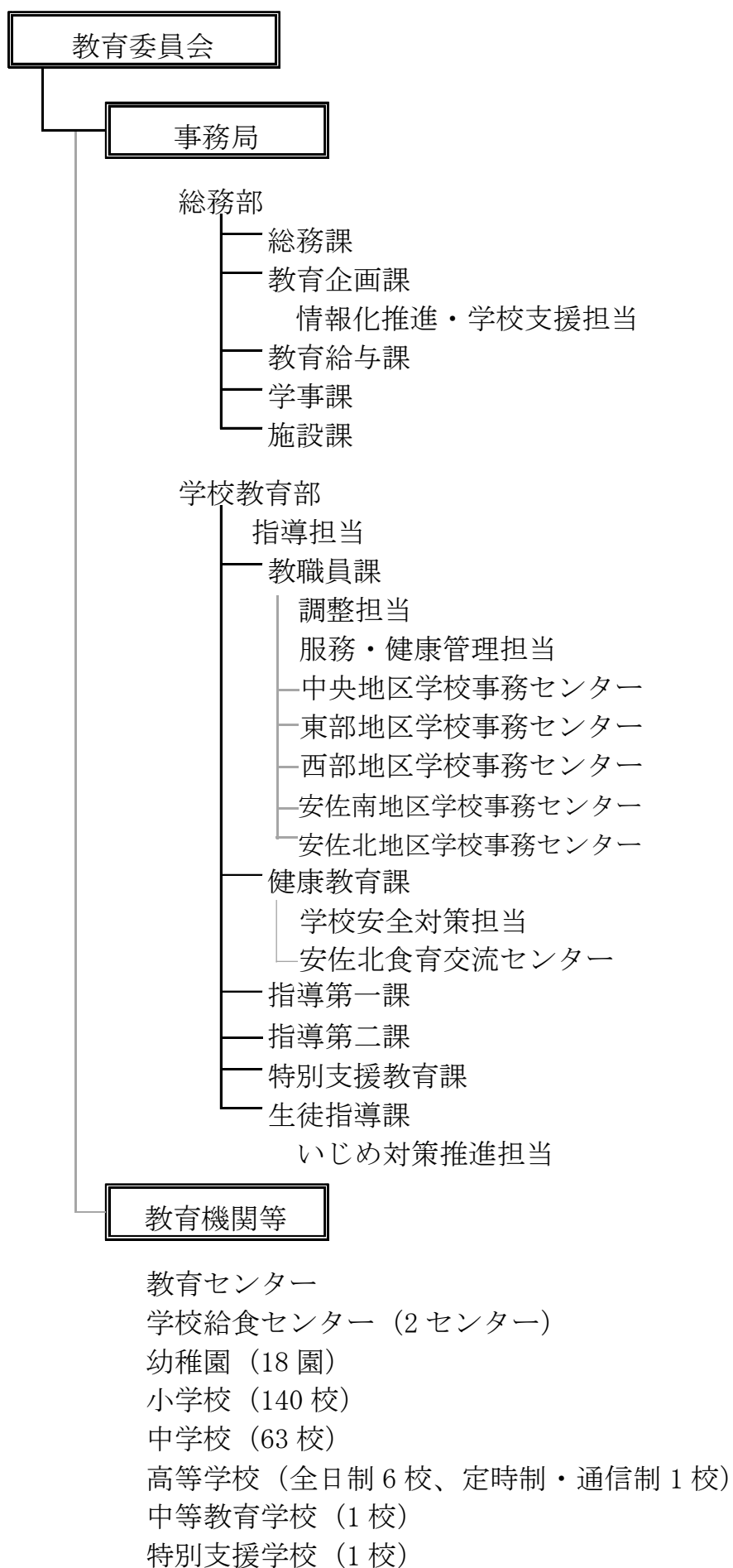
教育委員は、教育委員会議に出席するほか、適宜、各種会議への出席等も行っており、その主なものは、次のとおりである。（図表 37）

【図表 37】教育委員の主な活動状況（教育委員会議を除く。）

時 期	区 分	概 要
令和 7 年 4 月	入園式・入学式への出席	幼稚園 1 園、小学校 2 校、中学校 2 校、高等学校 2 校及び中等教育学校の卒業式にそれぞれ出席した。（延べ 8 人）
5 月	学校訪問	広島みらい創生高等学校を訪問し、学校の支援体制や時間帯別履修状況等、概要や現状について説明を受けた。また、夜間学習時間帯の授業の様子や校内施設の視察を行った。（5 人）
6 月	第 1 回指定都市教育委員会協議会への参加	全国の政令指定都市の教育長・教育委員による第 1 回会議（京都市で開催）に教育長・委員が出席し、教育行政における課題等について意見交換を行った。（1 人）
	広島県女性教育委員グループ総会及び第 1 回研修会への参加	県内の女性教育委員による研修会に参加し、意見交換を行った。（2 人）
7 月	市議会こども文教委員会初会合への出席	市議会こども文教委員会初会合に出席した。（5 人）
	広島市総合教育会議（第 1 回）	市長と教育委員会が、広島市教育大綱の改定について意見交換を行った。（5 人）
10 月	学校訪問	吉島中学校を訪問し、「平和教育推進研究校」について説明を受け、授業の様子を視察する。（4 人）

時 期	区 分	概 要
	広島県女性教育委員グループ第2回研修会への参加	県内の女性教育委員による研修会に参加し、意見交換を行った。(2人)
11月	広島市総合教育会議(第2回)	市長と教育委員会が、広島市教育大綱の改定について意見交換を行った。(5人)
	広島県市町教育委員会教育委員研修会への参加	県内の教育委員が参加する研修会に参加し、意見交換を行った。(1人)
	学校訪問	安佐南中学校を訪問し、体力向上重点校について説明を受け、授業の様子を視察した。(4人)
	教育センター訪問	教育センターの事業内容や教育の向上のための取組について説明を受け、館内展示や研修の様子を視察した。(5人)
12月	広島市北部地区学校給食センター等オープニングセレモニーへの参加	令和8年1月7日に供用開始した広島市北部地区学校給食センター及び広島市安佐北食育交流センターのオープニングセレモニー及び給食試食会に参加した。(2人)
令和8年 1月	学校訪問	大州小学校及び中広中学校を訪問し、特色ある教育実践研究校の研究テーマ「キャリア・地域連携」についての取組や、平和教育推進研究校について説明を受けるとともに、授業を視察した。(延べ8人)
	広島市総合教育会議(第3回)	市長と教育委員会が、広島市教育大綱の改定について意見交換を行った。(5人)
3月	卒園式・卒業式への出席	幼稚園1園の卒園式、小学校3校、中学校3校、高等学校2校、中等教育学校及び特別支援学校の卒業式にそれぞれ出席した。(延べ12人)

(参考) 2 教育委員会事務局・教育機関等組織図 (令和8年4月1日現在)



(参考) 3 広島市立学校の児童生徒数等

【図表 38】 広島市立学校の幼児児童生徒数及び学校数 (令和 7 年 5 月 1 日現在)

校種		幼児児童生徒数	学校数
幼稚園		281 人	18 園
小学校		59,102 人	140 校
中学校		27,988 人	63 校
高等学校	全日制	4,958 人	6 校
	定時制	823 人	1 校
	通信制	1,332 人	
	小計	7,113 人	7 校
中等教育学校		691 人	1 校
特別支援学校	小学部	220 人	1 校
	中学部	123 人	
	高等部	245 人	
	小計	588 人	
計		95,763 人	230 園・校

(参考) 4 図表一覧

ページ

【図表 1】 令和 7 年度全国学力・学習状況調査における各教科の平均正答率・平均 IRT スコア	6
【図表 2】 全国学力・学習状況調査における正答率 30%未満の児童生徒の割合	6
【図表 3】 本市と全国の体力合計点の比較	11
【図表 4】 体育・保健体育授業及び 1 週間の総運動時間について	11
【図表 5】 生活習慣について	12
【図表 6】 被爆体験を聴く会等の実施状況	15
【図表 7】 こどもピースサミット「意見発表会」作文応募者数及び参加校数	15
【図表 8】 平和メッセージ応募校数及び応募点数（中学校及び広島中等教育学校）	15
【図表 9】 職場体験学習及びひろしまキャリア教育応援団からの講師派遣による職業講話実施校等（中学校）	19
【図表 10】 インターンシップ参加者数（高等学校）	20
【図表 11】 特別支援学級指導員の人数の推移	25
【図表 12】 学習サポーター・特別支援教育アシスタント活用人数の推移	26
【図表 13】 通級による指導を受けている児童生徒数の推移	26
【図表 14】 巡回相談指導の実施状況の推移	27
【図表 15】 医療的ケアが必要な児童生徒数の推移	27
【図表 16】 日本語指導協力者の訪問を受けた学校数と児童生徒数、訪問回数の推移	36
【図表 17】 教育相談員の訪問を受けた学校数と訪問回数の推移	37
【図表 18】 学校施設の校舎のトイレ洋式化実績の推移	40
【図表 19】 学校からの要望等により実施した施設の維持管理に係る改修工事等の実績の推移	40
【図表 20】 いじめの認知件数の推移	49
【図表 21】 暴力行為の発生件数の推移	49
【図表 22】 不登校児童生徒数の推移	49
【図表 23】 スクールカウンセラーの活動時間数と相談件数の推移	50
【図表 24】 スクールソーシャルワーカー等の配置人数とケース数の推移	50
【図表 25】 弁護士等への相談件数の推移	50
【図表 26】 「ふれあいひろば」支援児童生徒数の推移	51
【図表 27】 「ふれあい教室」の通室児童生徒数の推移（小・中・高）	51
【図表 28】 令和 7 年度校種別テーマ実施状況	56
【図表 29】 令和 7 年度コミュニティ・スクール（学校運営協議会）に係る研修会アンケート結果	56
【図表 30】 見守り活動者数（概数）の推移	62
【図表 31】 第 2 期プランに掲げる達成目標	65
【図表 32】 第 2 期プランに掲げる 3 つの視点、9 の分類及び 22 の取組項目	66
【図表 33】 第 2 期プランの達成目標の実績の推移	67
【図表 34】 令和 7 年度の達成目標の校種別、職位別の実績	67
【図表 35】 就学援助の認定者数等の推移	69
【図表 36】 教育委員会議の開催状況	76
【図表 37】 教育委員の主な活動状況（教育委員会議を除く。）	79
【図表 38】 広島市立学校の幼児児童生徒数及び学校数（令和 7 年 5 月 1 日現在）	82

登 録 番 号	広 X 1 - 2 0 2 6 - 3 9 9
名 称	広島市教育委員会事務局点検・評価報告書
主 管 課 所 在 地	広島市教育委員会事務局総務部総務課 広島市中区国泰寺町一丁目 7 番 4 0 号 (〒730-8586) TEL : 5 0 4 - 2 6 5 6
発 行 年 月	令和 8 年 9 月